

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成20年 2 月 26 日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時3分開議
午後0時5分休憩
午後1時1分開議
午後1時55分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第10号）
- 議案第2号 平成19年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 平成19年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第23号 平成20年度熊本県一般会計予算
- 議案第24号 平成20年度熊本県農業改良資金特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度熊本県林業改善資金特別会計予算
- 議案第35号 平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第65号 熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 熊本県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例の制定について
- 議案第67号 熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 平成19年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する町負担金について
- 議案第78号 平成20年度独立行政法人緑資源機構営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金について
- 議案第79号 工事請負契約の締結について
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 閉会中の継続審査事件について
- 報告事項
- ① 農林水産部における平成20年度の行財

政改革の取組みについて

- ② WTO農業交渉の現状と課題について
 - ③ 品目横断的経営安定対策の見通しについて
 - ④ 国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方について
- 配合飼料及び燃料価格高騰に関する意見書

出席委員（7人）

委員長	中村博生
副委員長	佐藤雅司
委員	前川 收
委員	西 聖一
委員	内野幸喜
委員	上田泰弘
委員	高木健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長	山本隆生
次長	廣田大作
次長	三島和隆
次長	上田 堅
次長	横山一敏
次長	吉田好一郎

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬口 豊

団体支援総室長 丸山秀人

団体支援総室副総室長 船越宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 東 泰治

農業経営課長 伊藤敏明

農業技術課長 本田民雄

首席農林水産審議員兼

農産課長 村田 稔

園芸生産・流通課長 藤 井 正 範
畜産課長 高 野 敏 則
首席農林水産審議員兼
農村計画・技術管理課長 進 藤 金 日 子
農村整備課長 加 納 義 英
森林整備課長 織 田 央
林業振興課長 井 手 澄 男
森林保全課長 下 林 恭
首席農林水産審議員兼
水産振興課長 堤 泰 博
漁港漁場整備課長 久保田 義 信

事務局職員出席者

議事課課長補佐 森 本 健 一
政務調査課課長補佐 楢木野 美 紀 子

午前10時3分開議

○中村博生委員長 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、本委員会のメンバーでありました故田端委員の御冥福をお祈りして、皆さんとともに黙祷をささげたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

(起立)

○中村博生委員長 黙祷。

(黙祷)

○中村博生委員長 黙祷終わります。どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

初めに、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審議を行います。

まず、山本農林水産部長から総括説明、続いて、2月補正予算関係議案、続いて、当初予算関係議案及び条例等関係議案の順で行います。

なお、執行部の皆さんが説明等を行われる際、着席のままで結構でございます。

それでは、山本農林水産部長。

○山本農林水産部長 おはようございます。

提案いたしております議案の説明に先立ちまして、まず、国営川辺川土地改良事業について説明申し上げます。

本事業につきましては、平成20年度政府予算案において予算計上が見送られ、事業休止となりました。

国は、地元合意がなされれば事業再開は可能という見解を示しておりますが、いずれにしましても、関係市町村すべての合意なくしては、何ら事態が進展しないという現実がございます。

県といたしましては、事業休止後の国の適切な対応を求めるとともに、今後とも国や市町村の動向等を見きわめつつ、引き続き、農家中心という大原則を念頭に精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、後ほど、その他報告事項の中で担当課長から説明を申し上げます。

それでは、提案いたしております議案の概要につきまして説明申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、平成19年度一般会計補正予算並びに農業改良資金及び林業改善資金の2つの特別会計補正予算の3件、また、平成20年度一般会計予算並びに農業改良資金、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金の3つの特別会計予算の4件、さらには条例等関係の6件及び報告事項が1件でございます。

まず、補正予算案件でございますが、総額49億640万円余の減額となり、補正後の予算額は、一般会計で714億1,937万円余、特別会計で12億7,210万円余となります。

補正の主な内容は、国庫補助金等の確定によりますところの内示額の増減や事業量の減でございます。

次に、繰越明許費について、総額90億7,834万円余の設定をお願いいたしております。

予算の執行に当たりましては、早期完成に努力してまいりましたが、用地交渉の難航など、諸般の事情により繰り越さざるを得なくなりました。今後とも、できる限り早期の完成に向けて努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、平成20年度当初予算についてでございますが、知事選挙が実施されますことから、今回は、年度当初から執行が必要な経費のほか、人件費等の義務的経費、継続的な事業実施に要する経費を中心とした骨格予算となっております。

一般会計が399億2,498万円余、農業改良資金特別会計が6億4,324万円余、林業改善資金特別会計が3億1,873万円余、沿岸漁業改善資金特別会計が1億5,691万円余となっております。

その主なポイントについて説明いたします。

農林水産業につきましては、価格の低迷や重油価格などの高騰による所得の減少、従事者の高齢化や担い手の減少などの課題に直面しており、これらの課題に対して、重点的かつ効果的な対応が求められております。

まず、農業関係では、本県農業の持続的な発展のため、環境変化に対応して経営力豊かな担い手の育成、消費者ニーズをとらえた生産・流通対策などの各種施策を展開してまいります。

とりわけ、近年の原油価格高騰に対応し、農業経営の安定を図るため、直接的な影響を受ける施設園芸農家への省エネルギー施設の導入や畜産における代替飼料の作付拡大を支援してまいります。また、地球温暖化や耕作放棄地の発生防止や解消にも取り組んでまいります。

また、制度の見直しが行われました品目横断的経営安定対策に対応し、農業者等への周知を図りますとともに、引き続き、認定農業者や地域営農組織など、多様な担い手の育成、

確保と生産体制の整備を進めてまいります。

さらに、需給が緩みつつある中、需要に応じた売れる米づくりや転作作物としての非主食用米の作付など、米政策の推進に関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

あわせて、安全、安心な農産物づくりを基本に、熊本オリジナル品種の開発を進めるとともに、高度な栽培管理を可能とする生産基盤や生産施設の整備に努めてまいります。

このほか、東アジアなどへの農林水産物の輸出促進等、大消費地や海外等に向けて熊本農林水産物の魅力の情報発信と販路拡大に努めてまいります。

次に、林業関係ですが、森林の持つ公益的機能の低下を防止するとともに、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の加速化を図るため、水とみどりの森づくり税も活用しながら、間伐等の森林整備や野生鳥獣による森林被害防止に努め、多様で健全な森林を育成してまいります。

また、本県の森林資源を活用した持続可能な林業生産に向け、ニーズに対応した県産材の供給体制を整備いたしますとともに、県産材のよさをPRするなど利用促進にも努めてまいります。

次に、水産関係ですが、水産資源の回復と持続的利用を図るとともに、安定的な漁業経営を実現するために、漁場環境の保全、改善を図りながら、栽培漁業と資源管理型漁業の連携によるつくり育て管理する漁業、あるいは適正養殖認証制度に引き続き取り組み、持続的生産が可能な養殖業を推進してまいります。

また、有明海、八代海の再生につきましては、藻場造成や覆砂等による沿岸漁場の環境改善、それから調査研究等に引き続き取り組んでまいります。

以上が当初予算に係る主な施策等でございます。

次に、条例等の関係議案でございます。

まず、条例関係では、熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定ほか2件、また、町負担金関係では、平成19年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する町負担金についてほか1件、さらに、工事関係では工事請負契約の締結1件、それから加えて、報告事項として、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定についての専決処分を提案いたしております。

また、総務常任委員会に付託されました事項のうち、熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例案の概要ほか1件について、後ほど報告させていただきます。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、農林水産部における平成20年度の行財政改革の取り組みについてほか3件がございます。詳細につきましては、それぞれ関係課長から報告申し上げます。

どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中村博生委員長 次に、2月補正予算関係議案について、関係課長から説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思っておりますけれども、時間はたっぷりございますが、できるだけ簡潔に説明をお願いいたします。

瀬口農林水産政策課長。

○瀬口農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回補正をお願いいたしております職員給与費経費節減に伴う事業につきましては、各課共通する事柄でございますので、先に御説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、職員給与費でございますが、平成18年12月末現在の職員数等により算定していたものを、異動等に伴う職員数の増減を補正いたしまして人件費を確定させるものであります。

次に、資料右側の説明欄の経費節減でございますが、これは全庁を挙げて予算の効率的、効果的執行に取り組んだことによる減額補正でございます。

それでは、農林水産政策課の予算について御説明申し上げます。

2ページが一番下、地域食品振興対策費につきましては、1,871万円余の減額をお願いしております。

これは、生産流通履歴情報システム導入対策費における事業費の減による補正でございます。

続いて、3ページの農業経営諸費から農業研究センターの予算になります。

4ページをお願いいたします。

企画経営情報費の4,712万円余の減額でございますが、これは説明欄2の試験研究費(プロジェクト研究)におきまして、国に申請しておりました公募型資金提案課題の採択減に伴う減額補正でございます。

その下、農産園芸研究費でございますが、説明欄2及び4の試験研究費におきまして、国庫委託事業の内示減、民間受託試験の契約額減に伴う減額補正でございます。

以上、同様の理由で減額補正等を行っております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費ですが、基金運用益を積み増すものでございます。

9ページをお願いいたします。

林業振興指導費とその次の林業研究指導所費が、林業研究指導所の予算になります。

10ページの試験調査指導費では、184万円余の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄1の試験調査事業におきま

して、民間受託試験の契約減に伴う減額補正でございます。

次に、11ページは水産研究センターの予算でございます。

11ページの最下段でございますが、農林水産政策課として7,771万円余の減額補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○丸山団体支援総室長 団体支援総室でございます。

主なものにつきまして説明させていただきます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

まず、農業金融対策費でございます。

下から2段目の農業近代化資金等助成費で2,670万円余の減額補正をお願いしております。

これは、貸付実績が当初所要額を下回ったことによるものでございます。

次の災害融資利子補給費は、13ページの1段目までにわたっておりますけれども、510万円余の増額補正をお願いしております。

これは、平成16年台風災害資金の繰り上げ償還による減額並びに平成11年及び16年台風災害資金に関する損失補償でございます。

13ページをお願いいたします。

3段目の農業信用基金協会出資金850万円余の減額は、基金協会の債務保証引き受け実績が当初所要額を下回ったことによるものでございます。

次の認定農業者等育成資金助成費270万円余の減額は、貸付実績が当初所要額を下回ったことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

下から2段目の水産業協同組合指導費でございます。

まず、水産業協同組合指導費670万円余の減額は、赤潮特約掛金補助における掛金実績の減及び漁協組織緊急再編対策事業における

事業量の減によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

漁業近代化資金融通対策費500万円余の減額は、貸付実績が当初所要額を下回ったことによるものでございます。

次に、下から2段目の農業改良資金特別会計繰出金でございます。

2,400万円余の減額補正をお願いしておりますが、これは繰り出し先の特別会計における前年度繰越金の増等によるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。これからは特別会計になります。

まず、農業改良資金特別会計でございますが、2段目農業改良資金助成金のうち、農業改良資金貸付金について、繰越金の増に伴う財源更正でございます。

次の委託事務費につきましては、貸付実績が当初所要額を下回ったことに伴う230万円余の減額補正及び繰越金の増に伴う財源更正でございます。

なお、次の段の債務負担行為の設定でございますけれども、これは平成20年度におきましても本年度と同様に農業改良資金の管理業務等の委託を行う必要がありますので、お願いをしているものでございます。

次に、一番下の段の国庫支出金返納金について、新たに8,300万円余の補正をお願いしております。

これは、貸付実績の減に伴い、貸付原資に余剰を生じることとなるため、受け入れております国庫支出金の一部を返還するものでございます。

18ページをお願いいたします。

一般会計繰出金について、新たに4,150万円余の補正をお願いしております。

これは、先ほどの国庫支出金返納に伴いまして、一般会計から繰入金の一部を返還するものでございます。

20ページをお願いいたします。

以上、団体支援総室は、一般会計、特別会計合わせまして4,140万円余の増額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

21ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

農村地域農政総合推進事業費でございます。

説明欄にございますように、担い手関係、農地流動関係、地域営農組織関係の経費節減及び事業要望の減でございます。

次に、農業委員会等振興助成費でございます。

説明欄にございますように、農業委員会振興の国庫内示及び事業量の減でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

新しい農業の担い手育成費でございます。

説明欄にございますように、農業信用基金協会出資金の増額でございます。

次に、農村生活改善対策指導事業費でございます。

これは、女性及びシニア関係の事業要望減等でございます。

次に、23ページでございます。

農業構造改善事業費でございます。

説明欄にございますように、経営構造対策事業におきまして、事業要望の減、それから3番目の都市農村交流対策事業におきまして、事業箇所、事業内容の変更に伴う事業費の減でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

一番下段の自作農財産管理处分費につきましては、境界測量等の国庫内示増でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

農地保有合理化促進事業費でございます。

説明欄にありますように、農地保有合理化

促進事業の事業量の減でございます。

次に、就農支援資金特別会計繰出金でございます。

これは、説明欄にございますように、繰り出し先の特別会計における前年度予算からの財源繰り越しに伴う減でございます。

以上、一般会計8億1,700万円余の減額補正でございます。

次に、特別会計でございます。

26ページをお願いいたします。

就農支援資金貸付金でございます。

これは、説明欄にございますように、就農支援資金貸付金に繰り越しが発生しております、これによります財源更正でございます。

一般会計、特別会計合計いたしまして、最下段、課の計としております8億1,700万円余の減額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○本田農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

下段になります。農作物対策費でございます。

土壌保全対策事業費6,000万円余の減額をお願いいたしております。

内訳でございますが、説明欄にありますように、1くまもとグリーン農業総合推進事業につきましては、事業量の減等によるものでございます。

次のページに移りまして、2のバイオマス利活用フロンティア推進事業につきましては、市町村等への推進補助を行っておりますが、事業希望量の減によるものでございます。

また、3の農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、環境保全型農業の取り組み面積の減少によるものでございます。

下段の植物防疫費でございますが、病害虫発生予察事業費及び農薬適正使用総合推進事

業におきます国庫内示減等によるものでございます。

以上、農業技術課といたしましては、8,745万円余の減額をお願いいたしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○伊藤農業経営課長 委員長、済みません。一言、繰り越しの報告を忘れておりましたので、申しわけございません。

農業経営課でございます。

69ページをお願いいたします。申しわけございません。

繰り越しの設定でございます。

農業経営課といたしまして、経営構造対策事業費設定額2億6,100万円余でございます。

八代北部を含む2地区におきまして、ハウス等の企画の再検討に日数を要したためでございます。よろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

○村田農産課長 農産課でございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

30ページをお願いいたします。

い業振興対策費は5,981万5,000円の減額でございますが、主なものは、説明欄2のくまもと豊表価格安定対策事業におきまして、豊表価格が基準価格を下回ったため7,300万円余を交付いたしました。予算額を下回ったことによる減額でございます。

国庫支出金返納金280万9,000円は、熊本県花卉園芸農協が取得しました花卉集出荷施設の処分及び八代地域農協が取得した置き畳加工機械の処分、さらに、水上村の預け金に係る国庫支出金の返納金でございます。

生産総合事業は、7億9,775万円余の減額でございますが、国庫内示減や大規模乾燥調整施設等の要望取り下げ、低コスト耐候性ハウス等の事業減及び入札残でございます。

以上、農産課は、8億5,026万円の減額を

お願いしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○藤井園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

31ページをお願いいたします。

農業総務費の中で、中ほど3段目の流通企画推進費でございますが、右の説明欄1の熊本県物産振興協会補助事業につきまして106万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これは、銀座熊本館への派遣職員の人件費所要額の減によるものでございます。

このほかにつきましては、経費節減によるものでございまして、32ページをお願いいたします。

最下段のとおり、園芸生産・流通課といたしましては、1,886万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

主な事業について説明をさせていただきます。

まず、33ページの中段の畜産総合対策事業でございますけれども、3億円余の減額補正をお願いしているところでございます。

この内容につきましては、右の説明欄にありますけれども、酪農家3戸で共同畜舎をつくる予定にしておりましたけれども、乳価の低迷、配合飼料の高騰によりまして、一応断念されたものでございます。

下の家畜排せつ物利活用施設整備事業、これにつきましても、畜舎と一緒に堆肥舎をつくる予定にしておりましたけれども、今回中止になったわけでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

家畜畜産物価格安定対策事業費でございますけれども、3,200万円余の減額をお願いし

ているところでございます。

内容といたしましては、子牛とか畜産物の価格安定をする事業でございますけれども、頭数の減、補助単価の減によるものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

中段の家畜伝染病予防対策事業費でございますけれども、約600万円余の減額をお願いしております。

内容といたしましては、経費節減、入札残によるものでございます。

続きまして、36ページ中段にあります公社営畜産基地建設事業でございますけれども、約2,400万円余の減額をお願いしております。これは事業量の減少でございます。

畜産課合計といたしまして、3億7,600万円余の減額をお願いしているところでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

主な事項について説明させていただきます。

まず、37ページの上から5段目の国営土地改良事業直轄負担金ですが、国営川辺川地区、大野川地区の平成18年度事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、38ページの下から2段目の国営事業継続地区推進調査費ですが、国営川辺川地区の計画確定が困難になったことに伴います減額補正でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

最上段の水利権更新調査費ですが、調査内容の変更に伴います減額補正でございます。

次に、上から3段目の農業土木行政情報システム費ですが、経費節減に伴う減額でございます。

次に、40ページ最上段の農地防災事業費の海岸保全直轄事業負担金ですが、国営玉名横

島地区の平成19年度事業費が確定したことに伴う減額補正でございます。

次に、下から2段目の林政諸費でございますが、経費節減に伴う減額補正でございます。

以上、農村計画・技術管理課といたしまして、2,319万6,000円の減額補正をお願いしております。

次に、69ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上から3段目の農村計画・技術管理課分ですが、2件で1,642万3,000円の設定をお願いしております。

この2件は、電子入札等を進めますCALS/EC事業におきまして、システム間の連携に係る調整に不測の日数を要したことによるものでございます。

以上、補正予算と繰越明許費につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

41ページからでございますが、主な項目について御説明をいたします。

まず、山村振興対策事業費でございます。

右側の説明欄に記載しておりますとおり、1の山村振興等農林漁業特別対策事業でございますが、事業量の減、国庫内示減及び経費節減によるものでございまして、事業量の減の主な理由としましては、天草市での物産館の建設計画が中止になったことなどによるものでございます。

ページをめくっていただきます。43ページをお願いいたします。

下から2段目の換地処分清算金でございます。

これは、地元調整のおくれから、説明欄のとおり、換地処分を次年度に延期したことによります地区数の減によるものでございます。

次の44ページをお願いいたします。

一番上の段の農免農道事業費でございます。

入札による減及び用地買収難航によります減でございます。

その下の中ほどの県営畑地帯総合整備事業費でございますが、これは国庫内示減等に伴うものでございます。

次の45ページをお願いいたします。

上から2段目の県営中山間地域総合整備事業費でございますが、債務負担行為の追加としまして、右側の説明欄のとおり9,030万円をお願いしております。

これは、田植えに間に合いますよう、そして梅雨の前までに用水路や排水路の整備を実施していくものでございます。

46ページをお願いいたします。

一番上の段の県営経営体育成基盤整備事業費でございますが、用地買収難航によります減等に伴うものでございます。

また、債務負担行為の追加といたしまして、右の欄のとおり8,400万円をお願いいたします。

これは、先ほどと同じく、田植えに間に合いますよう、用水路や排水路の整備あるいは補給用ポンプの設置を実施していくものでございます。

次の47ページをお願いいたします。

農地防災事業費関係でございます。

一番上の段の団体営ため池等整備事業費から一番下の農地保全事業費まで、入札による減あるいは国庫内示の減に伴うものでございます。

最後に48ページをお願いいたします。

農地災害復旧費でございます。

過年団体営耕地災害復旧費、それからその下の現年県営耕地災害復旧費でございますが、いずれも事業実績による減に伴うものでございます。

以上、農村整備課は、合計で19億7,600万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、繰越明許費の設定でございます。

69ページをお願いいたします。

69ページの中ほどの県営かんがい排水事業費から70ページの最後の行の現年県営耕地災害復旧費まで、15の事業を計上してございます。

繰り越しの理由は、工事施工方法の検討でありますとか、地元との調整、用地交渉、関係機関との協議等に時間を要したことによるものでございます。

71ページをお願いいたします。

1行目に課の合計を記載しておりますが、設定額総額としまして、42億4,700万円余の設定をお願いしております。

以上、農村整備課です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

主なものについて説明させていただきます。

49ページをお願いいたします。

まず、森林計画樹立費につきまして、3,950万円余の減額補正をお願いしております。

これは、主に説明欄の2森林整備地域活動支援交付金事業、これは森林施業の前段に必要な活動を支援する事業でございますけれども、事業量が見込みより減少したことによるものでございます。

次の森林整備地域活動支援交付金基金積金につきましては、これは今ほど説明しました交付金事業に充当するための国費を基金として積み立てるものでございますけれども、国庫内示が増加したことによりまして1億4,400万円余の増額をお願いしております。

50ページをお願いいたします。

最初の森林保険事務取扱費につきまして、森林国営保険の事務処理業務を年度当初から委託しなければならないということで、債務

負担行為の追加をお願いしております。

次の水とみどりの森づくり事業費につきましては、事業量の減に伴います1,700万円の減額補正と、あと、森づくりボランティアネット業務というものを年度当初から委託しなければならないことによります債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、1ページ飛びまして52ページをお願いいたします。

中段の森林整備促進支援事業費につきまして、690万円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄にあります高齢級間伐促進事業費、高齢級の森林の間伐を行う単県事業でございますけれども、この事業量が一部国庫補助事業でこういう高齢級の間伐が対応可能になったということで減少したことによるものでございます。

次に、53ページをお願いします。

県有林費でございますけれども、1,330万円余の増額補正をお願いしております。

これは、主に県有林処分事業費におきまして、民有地に造林している分収林に係ります立木売り払い収入が増加したことに伴いまして、土地所有者に分収分として支払う分収交付金が増加したことによるものでございます。

以上、森林整備課全体では8,712万円の増額補正をお願いしております。

飛びまして、71ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業費、造林間伐を支援する事業でございますけれども、これで2億5,000万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

箇所は、山鹿市等17市町村でございまして、平成19年豪雨災によりまして、施行箇所につながる林道、作業道等が被災したことなどによりまして、年度内完了が困難になったことによるものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく

お願いします。

○井手林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の54ページをお願いいたします。

中段、林業振興指導費、1,500万円余の減額をお願いしております。

主なものとしまして、まず、林業労働力対策資金につきましては、国庫内示増並びに基金運用利子収入による増によりまして財源更正をお願いしております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

まず、大規模林業圏開発関連事業費でございますが、これは、ことしで閉鎖されることになりました緑資源機構が事業を縮小したため、工事負担金の減並びに用地事務委託費の減でございます。

次に、県産木材需要拡大対策費でございますが、説明欄にございますとおり乾燥機のリース補助をしておるわけでございますが、導入時期のおくれによりまして事業費が減っております。

次に、国庫支出金返納金でございますが、これは説明欄に記載のとおり水上村預け金問題に係る施設整備に係る事務費の返納金ということで、33万4,000円だけ返納していただくようにしております。

最下段、林業・木材産業振興施設等整備事業費でございますが、これは今、新生産システム推進対策事業で取り組んでおりますあさぎり町のバイオマス分の国庫内示減でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

林道費でございますが、総額2億6,000万円余の減額をお願いいたしております。

主なものとしまして、説明欄の2の市町村営林道開設事業費を1億3,000万円減額しておりますが、これは昨年集中豪雨で激甚被災を受けました美里町におきまして4路線の進入路が不通になったため中止せざるを得ない

ということで、4路線分ほかの減額ということで1億2,800万円余の減額をお願いしております。

続きまして、中段、債務負担行為の追加でございますが、これは岩野白蔵線並びに天草東部線におきまして盛り土施工地があること、さらに、下流域の農地に汚濁水が流入することを防ぐため梅雨時期を避けるということで、前倒しで工事をお願いするものでございます。

続きまして、農免林道事業費につきましては、国庫内示減でございます。

最下段、林業地域総合整備事業につきましては、線形の見直しを行うということで事業費の増になっております。

続きまして、57ページをお願いいたします。

単県林道につきましては、美里町におきます事業中止で事業費の減となっております。

それから、ふるさと林道事業につきましては、中央砥用線の事業減並びに東部小岱山線を国庫補助事業に乗りかえたということで、経費節減をいたしたということで1億2,000万円余の減額をお願いいたしております。

それから、国庫支出金返納金につきましては、先ほどの施設整備と同じように、林道事業に係る水上村の預け金に係ります国庫返納金でございます。

最後に、林道災害復旧事業費でございますが、1億4,000万円余の増額をお願いしておりますが、まず、過年度分につきましては入札差額に伴う事業費の減でございますが、現年災害の1億4,800万円につきましては、144カ所激甚指定を受けたということに伴います補助率のアップ並びに当年度実施率のアップということで1億4,000万円余の増額をお願いいたしております。

林業振興課、合計いたしまして1億3,700万円余の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、繰越明許の説明でございます

が、71ページをお願いいたします。

林業振興課といたしまして、東部小岱山線18工区から災害関連の43カ所など、合計70カ所の繰り越しをお願いいたしております。

主な繰り越しの理由としましては、昨年集中豪雨を受けました災害で搬入路の不通に伴う箇所が57カ所、その他用地の確保に時間を要した箇所が9カ所、それから工法の検討が4カ所ということで、合計70カ所の繰り越しをお願いいたしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○下林森林保全課長 森林保全課です。

説明資料の58ページをお願いいたします。

中段の治山費で3億4,700万円余の減額補正をお願いしております。

まず、下段の治山事業で930万円余の減額であります。これは国庫内示減等によるものでございます。

また、最下段の債務負担行為の追加で、災害のおそれが高く早期に復旧を行う必要がある箇所につきまして、当年度支出を伴わないゼロ国債として4,400万円余の設定をお願いするものでございます。

59ページをお願いいたします。

上段の緊急治山事業費で3億2,500万円余の減額でございますが、これは待ち受け予算の減及び国査定の減によるものでございます。

3行目の単県治山事業費も720万円余の減額でございますが、これは待ち受け予算や事業費の減等によるものでございます。

次の保安林管理事業費も500万円余の減額で、これは主に国からの委託費の減によるものでございます。

60ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費で4,900万円余の減額でございます。

過年治山災害復旧費は、国査定による対象

経費の減、現年治山災害復旧費は、当初待ち受け予算等の減によるものでございます。

以上、森林保全課といたしまして、3億9,600万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、71ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございますが、治山事業費から72ページの単県治山事業費まで、6事業、61カ所、19億4,600万円余の設定をお願いしております。

主な理由といたしましては、本年度の梅雨前線豪雨災害によります事業計画、設計変更等が必要となりまして、現地の詳細調査及び対策等の検討に不測の日数を要したことなどによりまして、やむなく繰り越すものでございます。

早期完了に向け鋭意努力しておりますので、よろしく願いいたします。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

まず、61ページをお願いいたします。

中段の浅海増養殖振興事業費で600万円の減額補正をお願いいたしておりますが、これは国庫委託金が減額したことによるものでございます。

それから、一番下でございます。

債務負担行為の追加でございますが、これは種苗生産を委託する際に今年度中に契約を行う必要があるためなどでございます。

それから、62ページをお願いいたします。

中段の国庫支出金返納金281万9,000円でございますが、これは昭和60年に当時の苓北町漁業協同組合、現在は合併いたしております天草漁業協同組合でございますが、ここが補助事業により建設をいたしましたアワビ種苗生産施設をこのたび廃棄したことによりまして、残りの耐用年数分の補助金を返納するものでございます。

次に、63ページでございますが、以上、水産振興課といたしまして、2,021万9,000円の

増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

64ページをお開きいただきたいと思います。が、主なものを説明いたします。

沿岸漁場整備開発事業費でございますけれども、内容的には、県営魚礁の設置、それから増殖場の造成、それから65ページの沿岸漁場保全の3つの事業からなっております。

いずれも、入札執行残、それから全体事業費の減が理由となっております。

65ページでございます。

漁港建設管理費でございますけれども、内容的には、広域漁港整備、それから地域水産物供給基盤整備事業などが主な内容でございますけれども、いずれも、国庫内示減、それから入札執行残が減額補正の理由でございます。

以上、67ページをお開きいただきたいと思いますけれども、漁港漁場整備課合計の2億9,300万円の減額補正をお願いしているところでございます。

それから、引き続きまして、72ページをお開きいただきたいと思います。

広域漁港整備事業以下、73ページになりますけれども、漁村再生整備事業までの7つの事業、16件の工事につきまして、総額5億9,500万円余りの繰り越し設定をお願いしております。

理由といたしましては、いずれも、用地補償の難航、それから計画に関する諸条件、それから資材の入手困難等といったやつが理由となっておりますけれども、やむを得ず繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終

いたしました。2月補正予算関係議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○佐藤雅司副委員長 ちょっと3点、簡単に結構です。

55ページ、56ページですが、林業振興課長さん、緑資源の用地委託費ということで2,950万の減額補正をもうちょっと詳しく。

それから、もう一つは、これはバイオマス部門の減というあさぎり町のやつですね。107万5,000円、どこが削られたのかな、どういう計画だったのかな、大事なことなのになとちょっと思ったけれども。

それから、56ページの林道事業費の1億2,800万について、乗りかえたと。あさぎり町の例の新生産システムでございしますが、非常にいいなと私は思ったんですが、この辺の説明をもうちょっとお願いしたいと思います。

○井手林業振興課長 まず、55ページでございしますが、大規模林業圏開発関連事業費ということで、これまで、緑資源機構が代行する形で幹線林道を開設してきたところではありますが、御案内のとおり本年度をもって緑資源機構が廃止されるということで、先に延ばす工事はやめると。これまでした手持ち工事の中で災害が起こらないような部分に手厚く工事をやるということで緑資源機構が方針を変更したために、先線の用地委託事務というのを県・市町村が受けているわけですが、その用地委託事務が減ったということ、それから工事費を先に延ばさないということで当年度工事の縮小を緑資源機構が決定したことに伴います工事費の負担金、それから用地事務費の委託を受けていましたので、用地事務費が減額になったということで2つの要件で予算額が減額になったということでございます。

それから、林業木材産業のバイオマス関連

の減額でございますが、当初事業主体と打ち合わせた内容と最終的にこの機種に決めようといったときの機種を選定のときに要求が削られたわけじゃなくて、要求そのものが縮小になったということでございます。

これは、農政局サイドのバイオマス関連の補助事業でございまして、木くずを利用したボイラーの機種選定の段階で、Aという機種からBという機種に乗りかえたことに伴います減額内示ということでございます。

それから、林道事業費につきましては、減額の主なものは、先ほど申しましたように、集中豪雨で被害を受けました美里町におきます4路線が、実は資材搬入の方が不通になったために事業を中止せざるを得ないということで、1億2,000万円分につきましては返納、国にお返しをしたということでございます。

それから、乗りかえの話につきましては、先ほど申しましたように、ふるさと林道緊急整備事業、これにつきましては、ふるさといわゆる単県事業で実施している分を、国費事業が、国の方で予算をいただけるということで、途中で国の方からそういう御連絡があったものですから、単県でするよりも補助をもらってやろうということで乗りかえたことに伴う減額ということでございます。

乗りかえるのは、条件の手法に乗りかえるのが普通でございますが、国の方の予算枠がございまして、国庫補助が余った場合は乗りかえたいと。ところが、当初ない場合はふるさと事業で営々とやっていかざるを得ないということで、たまたま今年度はラッキーで国の予算枠が余っていたということで乗りかえた次第でございます。

以上でございます。

○佐藤雅司副委員長 前の2点はよくわかりました。それから、もう一つ、この予算のお金のない時期にいい話だったなと思って、その辺もちょっと気になったものですからお尋

ねしました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○上田泰弘委員 今のにちょっと関連してなんですけれども、56ページの林道事業費のやつですけれども、これは4路線、もうできぬということですかね。

○井手林業振興課長 県としては、美里町の意向を尊重し、次年度に繰り越すと考えておりますが、例えばことしの災害につきましても、かなり市町村の財政が厳しいということで、100数十カ所の災害も、現在8割ほど予算措置しておりますけれども、現実的には、先ほど申しましたように、大半は繰り越しているという事情でございますので、今後市町村と協議しながら、基本的には林道を開設していきたいという考えで臨んでおります。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○上田泰弘委員 これは瀬口課長さんのところだと思いますけれども、2ページの生産流通履歴情報システム導入対策事業というやつ、これは地域食品振興対策費の分なんですけれども、これは今よく話が出ているトレーサビリティですか。そのことなんですかね。その辺をちょっと教えてください。

○瀬口農林水産政策課長 そのとおりでございます。生産履歴を、生産段階あるいは流通段階での履歴をわかるようにするというので、おっしゃるとおりトレーサビリティの事業でございます。

○上田泰弘委員 わかりました。

○中村博生委員長 ほかにないですか。

○高木健次委員 畜産課長にお尋ねしますが、33ページですね。

畜産総合対策事業費、約3億円の減額ですけれども、3戸の畜産家の事業費、これは飼料の高騰やら、いろいろ大変——畜産農家が抱えている最近の大きな問題だろうというふうに思っておりますけれども、いろいろ環境3法等に照らし合わせたときに、この辺の事業というものをどんどん推進していかなければならない時期に断念ということですよ。畜産農家の事業に対する断念ということですが、これは一回断念をしたら、もう次の申請というのはできないわけですかね。

○高野畜産課長 これは酪農家3戸で、一応補助事業の場合は、3戸が一緒になりまして共同畜舎を建てる事業でございますけれども、どうしてもその中の1戸の農家が、やはり先生が言われましたように、乳価の低迷とか飼料高で事業をすることができないということで、あと1戸の農家を県としても大分探したんですけれども、最終的には見つからなかったということで断念したわけでございます。

それで、一応今年度につきましては、こういう格好で落としておりますけれども、酪農家がそういった格好で条件がきちんと合えば、また来年以降になるわけですが、申請みたいなことも考えられるんじゃないかと思っているような状況でございます。

○高木健次委員 3戸の農家の1戸がそういう事態というふうなことだったと思いますけれども、これは事業主体3戸が4戸5戸の畜産家ということでも申請は新たにできるわけですね。

○高野畜産課長 最低が一応3名ということですので、それ以上であれば結構でございます。

○高木健次委員 はい、いいです。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

なければ、私から1ついいですか。

経営体育成事業に関して、用地買収が難航という、これは46ページ。

今事業を進めるに当たって、この用地買収というのは一番難しくなってきたのかなと思うんですけども、ほとんどの農家が負債を抱えとる状況の中で、その辺が、わからぬ部分、見えない部分があるじゃないですか。そういったことで買収が難航なのか。いろいろなケースがあると思うんですけども、その辺はどがんですかね。

○加納農村整備課長 今、委員長お話のとおりいろんなケースが考えられておりますが、委員長おっしゃったものもございまして、あるいは今頭に浮かびましたのは2つほどありまして、1つは相続でございまして、おじいさんの名義になっていて、相続人が多数発生していて、しかも東京とか大阪におられるといったようなことがありまして、その用地買収の手続にかなり日数を要していると。用地買収はできるんだけど、この年にできずに次年度回しというところが1つございます。

それから、もう一つは、やはり農家の方々、いろんな思いがございまして、代替地を御要望になったり、あるいはそういったことに関してさまざまな御要望があって検討の方の調整に時間がかかっているということもございまして。

以上でございまして。

○中村博生委員長 例じゃないんですけども、ちょっとちらっとあったことのあるものだから、本当に農家が厳しかもんだいけん、その辺はわからぬ——やっぱり事業を進める中で、今までならばよかろうと思つたつ

が、仮押さえをされとったり抵当に入つたりする事例が最近多いような気がしますので、その辺も含めて、今から事業を進めるに当たっては、やっぱり慎重にしていってほしいなと思いますので、よろしく願いたいします。

ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号及び第12号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、当初予算関係議案及び条例等関係議案について、関係課長から説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

瀬口農林水産政策課長。

○瀬口農林水産政策課長 当初予算でございます。

農林水産政策課、資料2ページをお願いいたします。

先ほど申しました全課に共通する職員給与費は、平成19年12月末時点の退職予定者を除きました職員数によって計上しております。

2ページ最下段の農政企画推進費をお願いいたします。

くまもと農業コンセンサスづくり推進事業として、農業のイメージアップ広報関係に要する経費を計上しております。

それから、3ページをお願いいたします。

2段目の地域食品振興対策費は、生産流通

履歴情報システムの導入に要する経費を計上しております。

続きまして、3ページの農業経営諸費から10ページの草地畜産研究所費までが、農業研究センターの予算でございます。

4ページをお願いいたします。

農業研究センターにおきましては、県のオリジナル品種の開発や家畜改良、営農体系の高度化に対応した安定生産技術の開発に取り組んでいるところでございます。

主なものとしまして、6ページの説明欄7でございます。

くまもとオンリーワン農産物研究開発事業で1億3,794万円余をお願いしているところでございます。

これにつきましては、本県の主要農産物において、県オリジナル品種及び優良家畜を育成するとともに、その特性を最大限引き出す栽培技術や飼養技術を開発するものでございます。

次に、説明欄8でございますが、安全な農産物の生産技術高度化事業を3,655万円余お願いしているところでございます。

これにつきましては、くまもとグリーン農業の推進を支援するため、消費者が求める安全な農産物づくり及び環境に配慮した持続型農業生産を行うための技術の高度化、総合化を中心とした研究開発を行うものでございます。

飛びまして、11ページをお願いいたします。

最下段の水とみどりの森づくり事業でございます。

平成20年度税収見込み額と当初計上事業費との差額及び運用益を計上しております。

次に、12ページの林業振興費から14ページ上段の施設整備費までが、林業研究指導所の予算でございます。

主なものとしまして、13ページの試験調査事業費として、森林環境の保全、森林の造成、管理技術等に関する研究、県産材の需要拡大、

特用林産物の生産性向上等を図る技術開発に要する経費を計上しております。

続きまして、15ページから16ページまでが水産研究センターの予算でございます。

主なものとしまして、説明欄6の試験調査事業に7,107万円を計上しております。

今年度は、14の研究課題を設定して、水産業の生産技術の研究開発に取り組むものでございます。

以上、16ページの一番下でございますが、農林水産政策課の予算として53億5,424万1,000円をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

それから、条例関係でございます。

117ページをお願いいたします。

緑川の鵜の瀬頭首工におけます災害復旧事業に要する経費の一部を甲佐町に負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定によりまして議会の議決を経る必要がありますので、議案を提出するものでございます。

これは、激甚災害の指定によりまして補助率のかさ上げを行った結果、国の補助率91.7%になりまして、その国庫補助残の2分の1であります事業費の100分の4.65%に相当する金額を甲佐町に負担させるものでございます。

続きまして、118ページをお願いします。

平成15年度から、南小国町と小国町の阿蘇小国郷区域におきまして、独立行政法人緑資源機構が特定中山間保全事業を実施しておりますが、来年度分のこの2町の負担金の金額を定める議案でございます。負担割合が、前回平成19年2月定例会の議決内容と同様の負担でございます。

事業主体であります独立行政法人緑資源機構は、平成19年度限りで廃止され、その後、本事業は、独立行政法人森林総合研究所に引き継がれる予定になっております。このための法整備が、国において、3月中の法案成立を目指して行われているところでござい

す。

続きまして、119ページをお願いいたします。

第79号議案工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

工事名は、新牟田地区排水対策特別事業第5号工事他合併でございます。

工事内容は、排水ポンプ製作据えつけ工でございます。工事場所、工期等は、ここに記載のとおりでございます。契約の相手方は、株式会社クボタ九州支社、契約方法は、一般競争入札で行っております。

120ページをお願いいたします。

第79号議案の入札経緯及び入札結果についてでございます。

競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、建設工事の種類は、機械器具設置工事、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり条件を設定しております。

次に、開札結果でございますけれども、入札には8社参加し、平成19年12月12日に開札を行いまして、いずれも税抜きの価格でございますが、7億9,850万円の予定価格に対しまして、4億4,630万円、落札率55.9%で、株式会社クボタ九州支社が落札しております。

この入札につきましては、低入札調査基準価格を下回りましたため、低入札価格調査を実施いたしております。

調査の結果、工事内訳書の内容及びその根拠等について、項目や数量等に問題となる点は見当たりませず、また、社内調整による材料費の圧縮、製作工数の削減や外注費の削減、設計技術費、間接費等、コスト削減を図ることが可能と判断できたため、落札者と決定したものでございます。

なお、今後の施工に当たりましては、工事の品質や安全管理等に問題が生じないよう、

施工体制、監督等を徹底していくことといたしております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、交通事故によります専決処分
の報告でございます。

121、122ページをお願いいたします。

昨年12月6日に、農業研究センターの職員が公用普通貨物車で車庫から後進で出庫する折、駐車場に駐車中の車両に接触事故を起こしたものでございます。

今般、相手方との示談が成立いたしましたので、記載内容のとおり、去る1月24日に和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったものでございます。

今回の事故は、県側に全面的な注意義務違反が認められることから、双方の過失割合は、県側10、相手側0と判断されまして、相手方の損害額18万8,750円の全額を県加入の任意保険から賠償することで和解が調っております。

今回の事故は、単純なミスによるもので、防ぎようがあった事故であると認識しております。これまでも、機会あるごとに、交通事故防止の指導を徹底しているところでございますが、法令を遵守すべき義務と責任を持っております公務員といたしまして、交通法規を遵守し、事故の防止に努めるよう、いま一度指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

続きまして、123ページをお願いいたします。

総務常任委員会付託案件第48号議案熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

2の主な改正内容でございますけれども、水産業に関する事務のうち、玉名、八代地域振興局に係る区域を変更するものです。

具体的には、参考にありますとおり、現在、玉名、八代両地域振興局の水産課職員が各地域振興局と兼務して事務を執行している体制につきまして、事務の迅速性と職員の負担軽

減の観点から、現行の実施体制にあわせまして、玉名、八代地域振興局の担当区域とするものです。施行期日については、平成20年4月1日としております。

続きまして、124ページでございます。

総務常任委員会付託案件第50号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

1の改正内容ですけれども、林業研究指導所における材質試験、強度試験及び製品性能試験に係る手数料につきまして、受益者負担の適正化の観点から手数料の改定を行うものです。

具体的には、新旧対照表にありますとおり、材質試験、強度試験、製品性能試験に係る試験手数料の範囲、下限から上限を改定するものです。なお、個別の試験項目の単価は、別途要領で設定します。施行期日については、20年4月1日としております。

以上で終わります。

○丸山団体支援総室長 団体支援総室でございます。

主な事業につきまして説明させていただきます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、農業金融対策費でございます。

一番下の段から18ページまでにわたって農業近代化資金等助成費でございますが、主なものといたしましては、17ページの右側説明欄1の農業近代化資金等助成費、これは経営の近代化を図る農業者等への融資に対する利子補給でございます。

なお、18ページの下段に、これら利子補給に係る債務負担行為の設定をあわせてお願いいたしております。

20ページをお願いいたします。

熊本県農業信用基金協会出資金でございますけれども、無担保、無保証人による債務保証制度に伴う農業信用基金協会への出捐金で

ございます。

一番下の段の認定農業者等育成資金助成費は、認定農業者等の経営基盤強化のための融資に対する利子補給並びに低利の運転資金を融資するための預託金でございます。

22ページをお願いいたします。

下段の林業振興指導費でございますが、まず、一番下の段の森林組合総合強化対策費でございます。

右側説明欄の2の中核森林組合育成総合対策事業は、森林整備の主要な担い手でありまず森林組合が自立的経営ができるよう指導、支援を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

林業金融対策費は、林業関係団体等に事業に必要な運転資金を低利で融資するための預託金でございます。

24ページをお願いいたします。

水産業協同組合指導費でございます。

まず、一番下の段の水産業協同組合指導費ですが、右側説明欄3の漁協経営強化対策事業は、漁協経営を取り巻く環境が悪化する中で、漁協が行う事業改革や経営強化に対する取り組みを指導、支援するものでございます。

25ページをお願いいたします。

漁業近代化資金融通対策費でございますが、経営の近代化を図る漁業者等への融資に対する利子補給でございます。

なお、これに係る債務負担行為の設定をあわせてお願いいたしております。

次の金融対策費は、26ページまでにわたっておりますが、25ページ右側説明欄の2の漁業振興貸付金は、魚類養殖経営及びノリ共販に必要な資金を低利で融資するための預託金でございます。

また、26ページ右側説明欄の3の漁業経営維持安定対策事業費は、経営の維持安定が困難な中小漁業者への融資に対する利子補給でございます。

なお、26ページの下段に、これに係る債務

負担行為の設定をあわせてお願いいたしております。

27ページをお願いいたします。

ここには、農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金の3つの特別会計の事務費等に充てるため、一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

ここから31ページまでが特別会計でございます。

農業改良資金特別会計でございますけれども、この資金は、新しい作物や技術の導入等に必要な資金を無利子で融資するものでございます。貸付金は、今年度と同じ3億円を計上いたしております。

次に、29ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

2段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業・木材産業での新たな取り組み等に必要な資金を無利子で融資するものでございます。貸付金は、今年度と同額の3億1,000万円を計上しております。

次に、31ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

この資金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で融資するものでございます。貸付金につきましては、今年度と同じ1億5,400万円を計上いたしております。

以上、団体支援総室、一般会計、特別会計合わせまして32億4,780万円余をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

32ページをお願いいたします。

農村地域農政総合推進事業費でございます。

説明欄にございますように、担い手関係、地域営農組織関係、昨年に引き続き市町村や

農業団体と連携し、支援してまいりたいと思っております。

それから、3の農地流動化推進事業につきましては、農業公社への助成でございます。

次に、33ページでございます。

債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、農業公社の借入金の損失補償を行うものでございます。

農業委員会等振興助成費でございます。

説明欄にございますように、農業委員会への助成でございます。

34ページでございます。

新しい農業の担い手育成費でございます。

説明欄にございますように、農業信用基金協会への出資金、それから4Hクラブ等の農村青少年等への支援、新規就農者等支援対策事業といたしまして、就農相談等の事業でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

農村生活改善対策指導事業費でございます。

これは、女性、高齢者等への支援でございます。

次に、農業構造改善事業費でございます。

説明欄にございますように、経営構造対策事業として、基盤、施設等の整備を実施するものでございます。

36ページをお願いします。3でございます。

都市農村交流対策事業につきましては、交流を促進するための事業でございます。

次に、下段の農業大学校費でございます。

これは、農業大学校の運営費でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

農地調整費でございます。

これは、以下の4つの事業、農地法許可などの事業に要する経費でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

就農支援資金特別会計繰出金でございます。

これは、説明欄にございますように、就農支援資金の原資といたしまして、一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。

一般会計が19億2,900万円余をお願いしております。

次に、特別会計でございます。

農業改良資金特別会計、40ページでございます。

就農支援資金貸付金でございます。

これは、説明欄にございますように、金融機関等が貸し付ける就農支援資金の財源でございます。

課の合計といたしまして、22億5,800万円余をお願いしているところでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

条例関係でございます。

第65号熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

112ページで御説明をいたします。

概要は、ここに書いてありますとおりでございます。

2の条例制定の趣旨でございますが、これは農大の授業料は県立高校の授業料と同額としております。県立高校の授業料が改定されたことから、農大の授業料を改定するための関係規定の整備でございます。

3の改正内容は、現行から改正案へということで11万5,200円から11万8,800円とするものでございます。

(2)は、ことしの4月1日から施行で、(3)といたしまして、激変の緩和といたしまして、2年間で段階的に授業料を改定いたします。平成20年度分の授業料は、11万7,600円としていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本田農業技術課長 農業技術課を説明いたします。

説明資料の41ページをお願いいたします。

主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、農業総務費でございますが、農業経営諸費につきましては、農業技術会議の運営等に要する経費でございます。

次に、中段の農業改良普及費でございますが、そのうち農業普及指導課運営管理費につきましては、説明欄の1から4にございますように、普及職員の活動や県下11地域の農業普及指導課の運営等に要する経費でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

農業改良普及推進費につきましては、普及組織を中心といたしまして、産学官連携によります新技術の確立、またその普及を行うための経費でございます。

あわせまして、次の農業普及職員の研修費をお願いいたしております。

下段でございますが、農作物対策費でございます。

そのうち、農作物対策推進事業費といたしまして、農作物に対する鳥獣害防止対策の推進に要する経費をお願いいたしております。

次に、43ページをお願いいたします。

下段、土壌保全対策事業費でございますが、説明欄1にありますように、くまもとグリーン農業推進事業としまして、エコファーマー等の育成や「有作くん」の認証等に要する経費、2農地・水・環境保全向上対策事業費といたしましては、環境保全型農業に取り組みます組織、また農業者への支援経費、3番目、環境にやさしい土づくりを推進する経費、さらには、44ページに続いておりますが、環境保全型農業育成事業費といたしまして、そのような農業等に取り組みます農業者への補助に要する経費をお願いいたしております。

次に、44ページの中段でございますが、農用地土壌汚染防止対策事業費ですが、重金属カドミウムによります農作物汚染状況の把握等に要する経費でございます。

その下段でございますが、植物防疫費でございます。

病害虫発生予察事業費につきましては、説明欄でございますように、1つには病害虫発生予察、また、2としまして、難防除病害虫対策等の推進に要する経費でございます。

次に、45ページに移りまして、病害虫防除組織整備事業費でございますが、病害虫防除所の運営等に要する経費でございます。

その下の農薬安全対策費につきましては、農薬販売業者、それから使用者への農薬安全使用の周知等に要する経費でございます。

以上、農業技術課といたしましては、一般会計で19億4,800万円余をお願いいたしておるところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○村田農産課長 農産課でございます。

46ページをお願いいたします。

主なものにつきまして説明させていただきます。

米麦等品質改善対策事業費でございますが、2の水田地域営農体制整備支援事業は、国の水田経営所得安定対策に対応いたしまして組織化を推進するため、集落営農組織や広域営農組織が導入します農業機械等に対し補助するものでございます。

また、くまもとの米・麦・大豆魅力アップ事業は、魅力ある農産物づくりを進めるため、生産対策から販売、食育、消費拡大対策など、総合的に実施をするものでございます。

47ページをお願いいたします。

畑作振興対策費でございますが、お茶、葉たばこ、そばなど、地域特産物のブランド化に向けた推進事務費でございます。

下段のい業振興対策費でございますが、説明欄2のひのみどり産地強化対策事業は「ひのみどり」に加えまして、新たにい業研究所が育成しました「夕風」や「ひのはるか」の普及拡大と県産量表の消費拡大など、農業団

体と連携して生産、流通、販売対策を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

3のいぐさ量表生産体制強化緊急対策事業は、低コスト化や高品質化に取り組む生産者を支援するため、共同利用組織の育成や技術実証を行うものでございます。

中段の生産総合事業費でございますが、農産物の生産流通施設などを整備する事業でございます。当初予算には、工事を急ぐ必要があります低コスト耐候性ハウスやそばの乾燥調整施設等をお願いいたしております。

下段の水田営農活性化対策費でございますが、いずれも、米政策改革の推進に係る事業でございます。

1の新需給システム推進事業は、需要に応じた米の計画的生産を図るため、市町村や農協が行う数量調整、いわゆる減反面積の配分など推進活動費への助成でございます。また、転作作物としての飼料米など、非主食用米について現地実証等を行うものでございます。

2の水田新産地形成事業は、各地域が策定をいたしました水田農業ビジョンの実現を図るため、個性化品目の産地化に向けた推進活動等に要する経費を助成するものでございます。

以上、農産課は8億3,043万円余をお願いしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○藤井園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

49ページをお願いいたします。

主な事業について御説明させていただきます。

まず、農業総務費でございますが、流通企画推進費及び流通体制整備促進費につきましては、流通の振興に関する経常的な経費でございます。

次に、ブランド確立・販路対策費ござい

ますが、右の説明欄1の量販店連携農産物販売促進事業につきましては、販売力強化のために、農業団体とともに、量販店との連携活動に取り組んでおりますが、これに要する経費の負担を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

右の説明欄2のくまもとうまかもんイメージアップ事業につきましては、サポーター等へ県産農産物の特徴などをPRしながらイメージアップに努めておりますけれども、この推進に要する経費でございます。

説明欄3の県産農林水産物輸出促進事業につきましては、輸出促進を図るために、情報収集あるいは商談等を行っておりますが、これに要する経費の負担でございます。また、農業団体等が実施いたしますテスト輸出に対して補助するものでございます。

次に、地域食品振興対策費につきましては、農産加工等の推進に要する経常的な経費でございます。

51ページをお願いいたします。

農作物対策費でございますが、野菜振興対策費につきましては、野菜産地の振興に要する経費でございます。主なものを説明いたしますと、右の説明欄4の安全安心な園芸作物づくり推進事業につきましては、栽培履歴の記帳など、安全、安心な園芸作物づくりを行うための経費でございます。

説明欄5の園芸新たな挑戦強化対策事業につきましては、野菜、果樹、花卉の産地を育成するために、品目転換や安定生産、あるいは省エネなどに必要な栽培施設の整備、あるいは高性能機械等の導入に要する補助でございます。

それから、52ページでございますけれども、説明欄6の個性ある園芸作物づくり事業につきましては、県産オリジナル品種等による産地づくりを推進するための経費でございます。

次に、果樹振興対策費につきましては、果

樹産地の振興に要する経費の負担及び経常的な経費でございます。

最後に、花き振興対策費につきましては、花卉の振興に要する経常的な経費でございます。

以上、園芸生産・流通課といたしましては、3億5,742万円の予算をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

主な事業につきまして御説明させていただきます。

まず、53ページの中ほどでございますけれども、畜産振興費のうち一番下段に書いておりますが、畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

この事業は、家畜改良を行うために、優秀な種牛、こういったものをつくる事業でございます。

説明欄の1の家畜生産基盤総合対策事業につきましては、種雄牛をつくるための後代検定、それと種雄牛の管理関係をする事業でございます。

54ページの説明欄の2の部分でございますけれども、家畜改良増殖総合対策事業、これは農家への家畜の導入並びに種雄牛づくりの直接検定牛を購入するための予算でございます。

続きまして、54ページの中段ですけれども、畜産経営安定対策事業費でございますけれども、これは右の説明欄のとおりでございます。家畜畜産物価格安定対策事業、これは肉用子牛、肉豚、鶏卵等の価格安定を行う事業でございます。

その下の4のところの畜産総合対策事業、これは担い手の育成及び新たな生産システムの導入等により経営の効率化を図り、特に今回は骨格ということで、飼料作物の収穫機械等の一応予算化をお願いしているところでご

ざいます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

循環型耕畜連携体制強化事業、この事業につきましても、右の欄に説明しておりますが、良質な堆肥生産によって堆肥の流通促進、こういったものを図る事業でございます。

次の畜産物市場流通戦略対策事業費につきましても、右の説明に書いておりますように、農業研究センターでつくりました「天草大王」「ひごさかえ肥皇」こちらの県産物の競争力強化に要する経費でございます。

続きまして、55ページの下段の家畜衛生・防疫対策事業費につきましても、これは家畜保健所の維持管理費並びに2の食の安全を確保するための検査、指導とか、死亡牛のBSE検査、こういったものをする事業でございます。

続きまして、56ページの下段でございますけれども、公共育成牧場管理事業でございますが、これは牧場管理費ということで、特に西原の育成牧場につきましては、西原村からの借地でございますので、その借地料を計上させてもらっております。

57ページをお願いいたします。

公社営畜産基地建設事業、これは飼料基盤に立脚した飼料畑の造成、整備並びに畜舎の施設整備を行う事業でございます。20年度は、阿蘇東部、宇城・上益城、こちらの地区を今予定しておるわけでございます。

総額14億900万円余の予算をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

主な事項について説明させていただきます。

59ページをお願いいたします。

最下段の土地改良施設維持管理事業費でございますが、これは土地改良施設の整備、補

修に要する資金造成や施設の管理体制の整備、施設の省力化等に要する経費でございます。

次に、60ページ最上段の土地改良負担金総合償還対策事業費ですが、これは土地改良事業の農家負担金の軽減を図る経費で、償還ピークの平準化や農地の利用集積に取り組んだ地区に対して助成を行うものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

農業農村整備調査計画費ですが、これは主に今後県営事業として整備が必要な地区におきます用水系統や排水状況等の基礎調査、さらには事業計画作成に要する経費でございます。

次に、62ページの緑資源機構営特定中山間保全整備事業ですが、これは独立行政法人緑資源機構が実施する阿蘇小国郷区域の特定中山間保全整備事業に対する県及び町の負担金で、平成21年度完了を目指して必要な工事を進めるための経費でございます。

緑資源機構につきましては、先ほど政策課長の方からも説明しましたが、関連法案成立後解散される予定ですが、本事業につきましては、本年4月から、独立行政法人森林総合研究所に引き継がれ、事業完了まで実施される予定とのことでございます。

次に、県営土地改良調査計画費でございますが、これは国から補助を受けて実施する農業農村整備事業の新規予定地区の事業計画策定などに要する経費でございます。

63ページをお願いいたします。

上から2段目の農業土木行政情報システム費ですが、これは工事の電子入札や電子納品等を進めるCALS/EC事業に要する経費のうち農業土木の負担分でございます。

次に、団体営土地改良調査計画費ですが、これは国から補助を受けて市町村などが実施する農業農村整備事業の調査に要する経費でございます。

次に、農業用水水源地域保全対策事業費で

すが、これは国から補助を受けて農業用水の水源地域の現状や課題について県民の理解促進を図るとともに、農業用水の有効利用を普及促進するための経費でございます。

64ページをお願いいたします。

3段目の林政諸費でございますが、CALS/E C事業に要する経費のうち林務水産の負担分でございます。

以上、農村計画・技術管理課といたしまして、総額で16億3,457万1,000円をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

65ページからでございますが、主な項目について御説明をいたします。

まず、山村振興対策事業費でございます。

右側の説明欄に記載しておりますとおり、1の山村振興等農林漁業特別対策事業でございますが、これは、中山間地域の活性化のために例えばリースハウスでございますとか集落道路などを整備するものでございまして、市町村へ補助をしております。

ページをめくっていただきまして、67ページをお願いいたします。

中ほどの地籍調査費は、市町村が行います地籍調査事業への補助でございまして、熊本市を含みます23市町村で実施を予定しております。

次に、68ページをお願いいたします。

中ほどの県営かんがい排水事業費は、右の欄の説明に記載しておりますとおり、農業用水や排水施設の整備を行うものでございます。

また、一番下の農免農道事業費、それからページをめくっていただきまして69ページの一番上の広域農道事業費でございますが、道路網の基幹となります農道の新設、改良を行うものでございます。

70ページをお願いいたします。

上段の県営中山間地域総合整備事業費でございますが、中山間地域での農地の基盤整備でありますとか、あるいは生活環境基盤の整備などを総合的に実施するものでございます。

71ページをお願いいたします。

上段の県営経営体育成基盤整備事業費でございます。

担い手の育成に向けまして区画整理や用排水施設の整備を総合的に行うものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

一番下の農地・水・環境保全向上対策事業費でございますが、農地や農業用水などの資源を、地域ぐるみといいますか、農業者だけでなく、自治会、あるいは学校PTA、消防団といった人たちに幅広く参加をしてもらって、地域みんなで守っていこうという、そういう活動組織を支援する事業でございます。

73ページをお願いいたします。

一番下の段の海岸保全事業費でございます。

高潮等の災害から背後の農地や集落を守るための堤防や消波工事など、新設、改良工事を実施まいります。

次の74ページ、そしてめくっていただいて75ページまで、同様に農地防災関係の事業を計上してございます。

最後ですが、76ページをお願いいたします。農地災害復旧費でございます。

上の段の過年団体営耕地災害復旧費は、説明欄のとおりでございまして、過年度に発生しました災害の団体営復旧事業に対する補助でございます。

また、その下の現年団体営耕地災害復旧費は、平成20年度に発生が予想されます災害の団体営復旧事業に対する補助でございます。

以上、農村整備課といたしまして、126億6,

600万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

主要な事業について説明させていただきます。

77ページをお願いいたします。

下から2段目の森林計画樹立費の説明の欄にございます2森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、これは先ほど補正予算でも御説明いたしましたけれども、森林所有者等が森林施業を行う際必要となります境界の確認ですとか森林現況調査等に対する助成事業でございます。

78ページをお願いいたします。

3段目の水とみどりの森づくり事業費につきましては、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。説明の欄にございますように、3つの事業を予定しております。

このうち1の針広混交林化促進事業は、一番メインとなる直接森林の整備を行う事業でございます。森林所有者によります管理が放棄されたような人工林を対象にいたしまして、強度の間伐を実施して、広葉樹の生育を促しまして、針葉樹と広葉樹のまじった森林に誘導する事業でございます。

なお、本事業につきましては、森林組合等の事業主体の主体性を発揮しつつ、より機動的、効率的な事業実施を図るために、これまでの県直轄によります委託方式から補助方式に移行することとしてございます。

2の水とみどりの森づくり推進事業は、住民団体やボランティア団体等が行います森づくり活動を支援する事業でございますし、3の水とみどりの森づくり普及促進事業につきましては、これは県民の皆様が森林ですとか森づくりの重要性を理解してもらうためのフィールド、機会、情報等を提供する事業でございます。

79ページをお願いいたします。

中段の林業公社貸付金につきましては、林業公社が実施いたします森林整備、それから借入金の償還に必要な資金を県が貸し付けるものでございます。

また、債務負担行為の設定をお願いしておりますけれども、これは林業公社が農林漁業金融公庫資金を借り入れる際に県が損失補償を行うためのものでございます。

80ページをお願いいたします。

2段目の流域総合間伐対策事業費の説明の欄にあります間伐等森林整備促進対策事業につきましては、効率的な間伐でございます。列状間伐というものをモデル的に実施する場合に補助する事業でございます。財源は全額国庫となっております。

81ページをお願いいたします。

造林事業費の説明の欄にあります1の森林環境保全整備事業は、これは森林整備の主体となる事業でございます。植栽、間伐等の一連の造林事業に対します補助を行う国庫補助事業でございます。

また、3の低コスト森林施業促進事業につきましては、より効率的な森林施業が可能となるような国庫補助の対象とならないきめ細かな作業道の整備に対する補助を行うものでございまして、県単独事業でございます。

82ページの中段以降、県有林費でございますけれども、これは次のページまでまたがりまして、県有林の管理、あるいは森林整備、立木の処分等に必要経費を計上しております。

84ページをお願いします。

最後の欄でございますけれども、森林整備課合計といたしまして、25億7,366万8,000円の当初予算を計上しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○井手林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の85ページをお願いいたします。

まず、中段の水とみどりの森づくり事業費でございますが、説明欄の環境推進事業につきましては、水とみどりの森づくり税を活用しまして、木のよさや地域材の利用の意義など理解を深めていただくために、県産材の木製遊具の貸し出しや木に親しむイベントの開催並びに県産の木製の机、いすの整備などを行うために必要な経費でございます。

次に、林業振興指導費でございます。

まず、林業労働力対策事業費でございますが、申しわけありませんが、86ページをお願いいたします。

説明欄の2の豊かな森林づくり人材育成事業につきましては、林業の担い手の育成、確保を目的といたしまして、新規参入者のための相談、あるいは技術習得、あるいは巡回指導等を行うために、必要な経費として計上させていただきます。

中段の大規模林業圏開発関連事業費でございますが、これまで緑資源機構が工事を行ってきた緑資源幹線林道につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、緑資源機構が19年度限りで廃止され、実施主体を県に移管しまして、補助事業として継続して実施するという新たな制度が創立されたところでございます。

本県では、緑資源幹線林道事業菊池人吉線の残工事区間といたしまして、砥用一泉区間が残されましたため、平成20年度につきましては、県が事業の実施主体として実施する上で事業の必要性を改めて検証するとともに、徹底したコスト縮減や路線の見直しを含めた現地調査を実施いたしまして、残工事区間の全体計画を策定することとしておりまして、その調査に要する経費を計上させていただきます。

下段の県産木材需要拡大対策費でございます。

まず、86ページの説明欄の1の県産材需要

拡大消費者対策事業でございますが、これは県産材の需要拡大を図るための広報、さらには、大型木造コンクールの実施などに要する経費を計上させていただいております。

次に、87ページをお願いしたいと思えます。

説明欄4の木の住まいづくり推進事業につきましては、民間の木造新築住宅に対しまして、県産杉柱さらには内装材をプレゼントいたしまして、良好な住空間を提案する事業でございます。

説明欄5の乾燥材供給体制緊急整備事業でございますが、品質の確かな木材製品を供給するために、製材所等が導入します人工乾燥機のリース料に対する補助に要する経費でございます。

説明欄6の生産者の顔が見える家づくり推進事業でございますが、これは木材産業や大工、工務店等の建築関係のネットワークづくりのために要する経費を計上させていただきます。これらを取り組みながら、県産材の需要拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、88ページをお願いしたいと思えます。

まず、林産物振興指導費でございます。

説明欄の1及び2、3に記載のとおり、シイタケ、タケノコ等の特用林産物の生産技術指導、生産体制の整備、それから消費者に対するPR、安心、安全対策などに要する経費を計上させていただきます。

下段の林業・木材産業振興施設等整備事業でございますが、新生産システムの推進のための施設整備や生産性向上のための高性能林業機械の導入等、生産、加工、流通体制の構築に必要な施設整備に対する補助に要する経費を計上させていただきます。

次に、89ページをお願いしたいと思えます。林道費でございます。

まず、林業事業費の説明欄1の県営林道に

つきましては、中央砥用線を含む9路線、それから市町村営開設事業におきましては八重線1路線の実施を予定しているところでございます。

次の段の市町村営林道改良事業につきましては、柿原線1路線を実施することといたしております。

下段の農免林道事業でございますが、説明欄の市町村営舗装事業につきましては、榎田大川筋線を含む2路線を実施することといたしております。

次に、90ページをお願いいたしますと思います。

続きまして、フォレスト・コミュニティ総合整備事業でございますが、これは市町村が実施します林道の開設、それから用排水などの整備を一体的に行う事業でございますが、20年度におきましては、袈裟堂深水線を含む3路線の林道開設を予定しているところでございます。

次に、単県林道事業費でございますが、国庫補助に該当しない林道の開設、改良等を行う事業でございます。20年度におきましては、阿蘇東部線を含む3路線で実施を予定しているところでございます。

次に、過年度林道災害復旧費でございますが、説明欄災害復旧事業につきましては、19年度に発生しました災害により被災しました林道施設につきまして、中央砥用線を含む7路線及び1施設の災害復旧を行うものでございます。

以上、林業振興課全体といたしまして、25億5,000万円余の予算を計上させていただいております。

次に、113ページをお願いしたいと思います。

熊本県木材業者、製材業者登録条例を廃止する条例でございますが、114ページの概要版の方で説明をさせていただきます。

様式中の2の条例制定の趣旨のところ記

載しておりますとおり、木材業者、製材業者を取り巻く環境の変化に伴いまして、現在では、木材市場を通じて公正で安定した取引が行われるようになってまいりました。また、多様な形態で製品が流通しておりますが、取引に関する情報も、さまざまな媒体を通じて収集できるようになってきております。

このため、これまで行ってまいりました登録制度の意義が希薄になり、また、規制緩和推進等の趣旨から登録制度を廃止するものでございます。

廃止につきましては、業界の団体でございます木材協会とここ5年ほどの期間を要し協議いたしまして、関係団体との合意を得た上で廃止することといたしたところでございます。施行日は、平成20年4月1日ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○下林森林保全課長 森林保全課でございます。

91ページをお願いいたします。

下段、治山費のうちの治山事業費でございますが、20年度は、19年度梅雨前線豪雨災害等の復旧を重点的に行うことといたしまして、山地荒廃箇所への復旧や山地災害危険地区の災害防止のために県が事業主体で治山施設を設置するほか、周辺の森林の間伐等を一体的に実施することにより、森林の防災機能等を維持、増進するものでございます。

92ページをお願いいたします。

緊急治山事業費ですが、これは近年毎年のように激甚な災害が発生しておりますので、20年度中も発生のあることから、これらの復旧に迅速に対応するための待ち受け予算として計上させていただいております。

地すべり防止事業につきましては、昨年7月の豪雨時期に地すべりの著しい兆候が見受けられました南阿蘇村地内の地区につきまして、今回新たに地すべり防止法に基づく指定

を受ける計画でございまして、20年度新規に防止事業に着手するものでございます。

次の単県治山事業費でございしますが、これは国庫補助の対象とならない災害復旧等を県営及び市町村営で実施するものでございます。

93ページをお願いいたします。

中段の保安林整備事業費でございしますが、台風等での風倒木の発生や間伐のおくれ等によります森林土壌の流出などにより林況が悪化した森林につきまして、植栽や本数調整伐等の森林整備を実施するものでございまして、地球温暖化防止森林吸収源対策にも寄与するものでございます。

94ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費ですが、過年災害復旧費として、昨年7月の豪雨災害で被災した治山施設の復旧を行いますほか、20年度中に発生が予想される施設災害に迅速に対応できるよう、現年災害の待ち受け予算として計上させていただきます。

以上、課計としまして、20年度骨格予算として24億2,200万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○堤水産振興課長 水産振興課でござい
ます。

95ページをお願いいたします。

まず、水産業総務費でございしますが、2億2,818万5,000円計上しております。

これは、職員給与費のほかに、県が会員となっております関係団体等への負担金などでございます。

次に、96ページをお願いいたします。

水産業振興費についてでございしますが、まず、内水面漁業振興費につきましては、内水面漁業の振興を図るための経費でござい
ます。

主なものとして、説明欄にありますような河川や湖沼への有用魚種の放流を行

うものでございます。

次の浅海増養殖振興事業費でござい
ますが、説明欄の1の持続的養殖生産推進事業費につきましては、魚類養殖やノリ養殖における病害対策のほか、養殖技術の指導を行うものでございます。

それから、説明欄の2といたしまして、適正養殖認証制度推進事業、これで279万3,000円計上しておりますが、これはトラフグやマダイ、ブリの生産履歴を確認し、適正に養殖している魚類養殖業者を認証することにより、県産魚介類の安全や安心をアピールするものでございます。

続いて、97ページをお願いいたします。

上段の水産物流通対策事業費でござい
ますが、くまもと四季のさかなを中心とした県産魚の地産地消の推進や合併漁協の流通機能の強化の取り組みなどを支援する経費でござ
います。

それから、一番下の段でござい
ます。

漁場環境等対策事業費では848万2,000円計上しておりますが、これは有明海、八代海再生のための赤潮対策、それから海底清掃、それにアサリを食害しますナルトビエイの駆除を支援するものでござ
います。

次に、98ページをお願いいたします。

上段の水産資源保護育成事業費でござ
いしますが、説明欄2のつくり育て管理する漁業推進総合対策事業で2億2,665万3,000円を計上
しております。

これは、種苗生産委託に関する経費、さらには、マダイやヒラメの種苗放流と資源管理型漁業を一体的に推進するためのものでござ
います。

それから、説明欄3の水俣・芦北地域水産振興対策事業で461万2,000円を計上しておりますが、これは定着性が高いカサゴを水俣市地先に放流しその効果調査を行うこと、そのほかに芦北地域におけるアマモ場の造成事業に対する支援でござ
います。

次に、栽培漁業事業化促進事業費につきましては、有明海再生の一環として、クルマエビ資源の回復と持続的生産の確保を図るため、有明海沿岸4県が共同でクルマエビ種苗の放流及びその効果調査を実施するものでございます。

次に、99ページをお願いいたします。

まず、漁業経営構造改善事業費についてでございますが、総額6,767万5,000円を計上いたしております。

これは、漁具倉庫の建設やいそ根資源——いそ根資源といいますのは、イセエビ、アワビ、ウニなどでございますが、こういったいそ根資源の増殖を図るための築いその設置、それにノリ養殖業における協業化を支援するためのノリ乾燥機の購入に対する補助を行うものでございます。

次に、漁業調整費でございますが、この内容につきましては、99ページとそれから100ページにかけて記載がございます。総額9,217万6,000円を計上いたしております。

これは、漁業調整とか水産資源の保護のために開催されます海区漁業調整委員会、それから内水面漁場管理委員会の運営費、それに、これは100ページの説明欄の6に当たりますが、5年に1度の漁業権の切りかえのために必要な作業に要する経費でございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

最後に漁業取締費でございますが、3億3,191万9,000円計上しております。

これは、通常の漁業取締費に要する経費のほか、船舶安全法に基づく取締船の法定検査に要する経費でございます。

以上、水産振興課では11億3,833万6,000円を計上いたしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

102ページを説明いたします。

沿岸漁場整備開発事業費でございますけれども、内容といたしましては、県営魚礁、それから増殖場の造成、それから漁場環境保全創造の事業費からなっております。

いずれも、県の水産業振興基本構想の理念でございますけれども、水産資源の回復、それから持続的利用の観点から漁場の整備を行うものでございます。総額1億700万円余の予算をお願いしているところでございます。

次に、104ページでございます。

広域漁港整備以下、109ページになりますけれども、漁港関係の港整備事業費まで、8つの事業をお願いしているところでございます。

これらも同じく県の水産業振興基本構想の理念でございます生産、加工、流通対策の強化、それから漁村の振興の以上の観点から漁港の整備を行うものでございまして、合計の22億7,200万円余の予算をお願いしているところでございます。

110ページでございますが、以上、漁港漁場整備課合計26億4,400万円余の当初予算をお願いしているところでございます。

それから、条例でございまして、116ページをお開きいただきたいと思います。

熊本県が管理いたします樋合漁港の管理条例の一部を改正する条例案でございます。

変更点といたしましては、これまで休日を毎週水曜日といたしていたところでございますけれども、10月1日から3月31日までの半年間につきましては、火曜及び水曜日の二日を休業とするというものでございます。

提案の理由といたしましては、利用者が減少する10月から3月の休業日を変更するため関係条例を整備する必要があるというのが理由でございます。

以上でございます。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終

了しましたけれども、これで一たん閉めたいと思います。1時から質疑を再開させていただきたいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

午後0時5分休憩

午後1時1分開議

○中村博生委員長 それでは、委員会を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、議案に対する質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。時間はゆっくりありますから、腹を据えていきましょう。

○西聖一委員 済みません、ちょっと何点かあるので、一つずつお尋ねしていきたいと思っております。

11ページですけれども、水とみどりの森づくり事業費は、昨年と比べて予算がふえております。林業関係もちょっとふえていたみたいですが、何かこれは特別な理由があるんですかね。

○瀬口農林水産政策課長 今回の11ページの水とみどりの森づくり事業費については、基金積み立ての額でございまして、事業費の額ではありません。

どういったことで計上しているかと申しますと、平成20年度の税収見込みが4億5,600万ほどございます。それに対しまして、骨格予算での事業費が2億4,200万余り予定をしております。その残りの差額2億1,300万ほどが積み立てに回るというのが1つ。

それから、利子収入について、19年度末に1億7,000万ほどの基金の積立額が現在高としてあります。それに対して運用利率を掛けまして105万ほどの利子額、合わせて2億1,500万というような計上の仕方をいたしております。全く事業は別にやっておりますので、事業とは別ということ。積み立てがそう

いうふうにまだ骨格ですので、税が4億ぐらいあって骨格での事業費を差し引いたのをとりあえず積み立てておこうということで、当初――後ほど肉づけ等にも予算が出てきたら、そういったのを取り崩していくということになります。

○西聖一委員 去年と比較してですから、去年は税収が見込めなかったということですか。それとも、3年に1回ぐらいぼんぼんと上積みする時期に当たったのかと思ったんですけれども。

○瀬口農林水産政策課長 去年は、また前年からずっと繰り越してきたというか、そういった基金積み立てがございました。ただ、前年も取り崩してはいるんですけれども、差し引いてこれだけの額があったということでございます。今年度は、まだ肉づけも今後ありますので、そういったのでこの額は減ってくるということだろうと思っております。

○西聖一委員 はい、わかりました。

あと、次32ページですけれども、農業経営課。

3の比較増減は、これはマイナスはプラスの間違いですよ。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

32ページの農村地域農政総合推進事業の比較増減のところでございますが、今御指摘のとおりでございまして、申しわけございません。AマイナスBでマイナス1,800万余となっておりますが、これはプラスでございます。大変申しわけございません。

○西聖一委員 次、42ページです。

普及職員費の給与費が7,700万と、これはかなり落ちておりますが、これは普及員が減

るということを想定しているのでしょうか。

○本田農業技術課長 基本的に行政改革の基本方針の中で減るということでございます。

○西聖一委員 減るということですかね。

○本田農業技術課長 職員の数でしょう。

○西聖一委員 はい、職員数です。普及員が、これでいくと10人ぐらい減るんですか。

○本田農業技術課長 そのとおりでございます。

○西聖一委員 56ページです。

これはちょっと私も聞き漏らしたんだと思いますけれども、広域農業開発推進費は、もう事業がなくなるということでしょうか。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

この広域農業開発事業は、今空欄になっておりますけれども、これは肉づけ予算で一応要求するような格好にしております。

○西聖一委員 はい、わかりました。

最後です。124ページですが、手数料条例の改正の部分で、これもちょっと詳しくというか、簡単でいいですけども、教えていただきたいのは、改正案では最低の価格630円が500円に引き下げられた一方で、製品性能試験については6,140円が大幅に6万8,750円にも上がっているということですから、これは何か理由がありましたら教えていただきたいんですが。

○瀬口農林水産政策課長 製品性能試験におきまして、6万8,750円と大幅に上がっておりますけれども、これは、例えば木材が長期間非常に湿度の高いところに置かれたところ

でどういうふうにして腐れていくのかとか、そういった試験でございまして、期間が3カ月とかなんか長くかかるということで非常に高くなっているということでございます。

○西聖一委員 従来にない試験が、新たに費用がかかる部分が加わったということで理解してよろしいですか。

○瀬口農林水産政策課長 そういうことです。

○西聖一委員 はい、わかりました。
以上です。

○本田農業技術課長 先ほど普及職員の数が減るということを申し上げましたが、ちょっと不正確でしたので、訂正させていただきます。

現状の普及職員の数を、基本的にベースにして今回の当初予算を組んでございます、20年度につきましては。ただ、昨年も同じように昨年の段階の現状を踏まえてその予算を組んでありますので、今から減るという意味ではございませんので、念のため。現時点においては、具体的にいうと19年度中にさらに減るという話ではないと。

○西聖一委員 20年度ですよ。

○本田農業技術課長 それは20年度については、今の段階では20年度を予測して組んであるんじゃないかと、この予算は、ことしの現状の普及員の数をベースにして予算化してあります。

○西聖一委員 よそのところは、どっちかというと、ベースアップも含めてちょっと人件費がふえている部分が多くて、あと、定員数が減りそうなところは、ちょっとずつ減って

いるから、そうかなという印象がして。ここは10人分ぐらいあるから、かなり組織改編があるかなと見てたんですけども、現状ベースでもこんなに減るといふふうに見るんですか。

○本田農業技術課長 いえ、昨年の当初が189名分で組んでおりました。それは昨年における職員の数をベースにして組んでおきますので。その時点における職員の数をベースにして予算を組みますので、何名を減らすということを予想して組むわけではありませんので。

○西聖一委員 給料は今下がってないでしょう……(「はい」と呼ぶ者あり)人数が変わらなければ予算は……。

○本田農業技術課長 人数は減っていますので。

○瀬口農林水産政策課長 冒頭御説明いたしましたけれども、職員数につきましては19年、昨年の12月末現在で退職者を除いた数でカウントしているということでございます、今度の予算は。そういうことでございますので、また補正で最終的には合わせるということにはなりますけれども……。

○西聖一委員 わかりました、退職者は除くということですね。理解いたしました。失礼しました。

○中村博生委員長 ほかに。

○上田泰弘委員 高野課長、済みません。ちょっと教えてください。

平成20年度、畜産酪農緊急対策というのを国が——今度、国で大分1,870億円ぐらいですかね。これはもう、生産者とかそういう方

に国が何しろ直接支払うというふうな制度になるんですか。それとも、県を介して何かに応用して使うという形になるんですかね。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

先生の御質問でございますけれども、今のところ大体全体の事業が50ぐらいありまして、総額で1,871億円ということで組んであります。

それで、この事業の中には、50ぐらいありますから、いろんなパターン、例えば国の中央団体に対する直接助成とか、それとか例えば熊本県でありましたら畜産協会、あそこを通じて農家においていく予算、それと農業団体に直接入る予算、こういったのが組み合わされております。

それで、これは県を一応通じない事業でございます。そういったものが総合されたものでございます。

○上田泰弘委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

もう1点、済みません、ちょっと教えてください。

これは農村整備課、72ページなんですけれども、棚田の保全整備事業費が一気にあれされているんですけども、これはどういう……もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○加納農村整備課長 骨格予算ということで、最終的には前年度並みの予算になっていくんじゃないかと考えております。

以上です。

○上田泰弘委員 わかりました。ありがとうございます。

○内野幸喜委員 条例関係の件で2点、ちょっとお尋ねいたします。

まず、工事請負契約、低入札調査結果とい

うのが出ています。恐らく企業の方がこれでも大丈夫だということでこの金額で落札されたんだろうと思います。

ただ、やっぱり心配なのは、本当に品質が十分なんだろうかと、安全、安心というのを確保できるんだろうかと。やっぱりそういう心配がありますので、その点についてはどういう形で今後見ていくのかということをやっと教えていただければと思います。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

今御指摘のとおり、品質の低下がないよう品質管理については十分管理をさせていただきますし、今回ポンプということで、工場で作る製品とはいえ、県としても、きちんと管理、監督をしていくというふうに考えてございます。

以上です。

○内野幸喜委員 それともう1点、これも条例のところでは123ページ。

これはどのような組織体制になっていたというのがちょっと私わからないんですけども、現行で玉名と八代がそれぞれ管理していると。これは要するに今まで——ということは、例えば鹿本であるとか菊池であるとか、それとも一応水産課というのがあったということなんですかね。

○瀬口農林水産政策課長 各振興局と兼務になっておりまして、職員は林務課で兼務をしているということでございます——在籍はしておりませんので、そういう兼務ということで……。

○内野幸喜委員 課は一応あったということなんですか。

○瀬口農林水産政策課長 林務課の職員の中

に……(発言する者あり)水産課はありません。ですから、林務課の中に兼務している人が……。

○内野幸喜委員 わかりました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 42ページの農業改良普及推進費の1,400万ですね。昨年に比べると倍増してはいますが、これは普及員の増員とかテクノ財団あたりへの助成金とか、そういう部類のものですかね。

○本田農業技術課長 産官学連携については、菊池の肥料を調整したペレット堆肥ですね。それと堆肥による環境保全型の推進ですけども、それともう一つは、芦北でやっておりますそば街道づくりですね。そういうことでやっております、これについては、基本的に国のいわゆる補助事業という形でやっております、ここに書いてありますように、普及が中心となってJAとか関係団体と連携しながら、そこで先ほど申し上げました目的の事業をやるということで進めております。

ということで、それぞれの地域の中で、重点課題として、それぞれの普及指導課が取り組んでおる形で実行をいたしております。

○高木健次委員 きょうは、実はうちも合志市の方で産学官シンポジウムが開かれていますけれども、テクノ財団あたりと東海大学ですか、協力で農業普及とか食の安全とかについてのシンポジウムということですが、合志市の方にもバイオフィレストサポートセンターがありますよね。これも産学官あたりと大変関連をしていると思うんですよね。この辺に対しての助成は、この中に一切ないということですか。

○本田農業技術課長 これは今申し上げましたように、普及の中で活動していく中で、先ほど申し上げました、具体的にいうと、菊池の話であれば以前の九農試ですね。ああいうところと連携しながら、実際にそういうふうなペレット堆肥を現場に使うって産地化していくと。もしくは、それで有効利用を図っていくということでございますので、これについては、今おっしゃったような内容は一切ございません。

○高木健次委員 わかりました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 この予算の中で、大体これは暫定予算ということで、大幅にこの中では減っているという形になっているんですけれども、そういうことではなくて、恐らく減るだろうというのはあるんですかね、この中で。だから、これは暫定予算だから前年に比べてこれだけマイナスになっていますよ、これは違うんだという一目でわかるような形なんか……。

先ほどいろんな質問があったときに、これは暫定予算ですから、これも骨格ですからというふうになっていましたけれども、基本的に大幅に減っているというのは、そういう理解でいいということですかね——わかりました。

○中村博生委員長 いいですか。ほかにありませんか。

○佐藤雅司副委員長 先ほど内野委員の質問に関連でございますが、119ページの工事請負契約の締結についてでございますが、どうも理屈に合わないといえますか、私自身、私だけかもしれないけれども、納得がいかな

い。

予定価格7億9,800万円を基準価格は6億3,800万円、4億4,600万円、約56%。こういうのが、例えば前、19年度だったですかね、18年度だったでしょうか、農道ができて、あれも75~76%の——あれは60%ぐらいだったですか、農道は。あのときにもちょっと議論があったというふうに記憶しておりますが、こういう、もともと国、県——国交省とかいろんな専門機関がはじいたものについて、基準価格、いろんな設計単価でも、ずっとこう設定してあるわけですからけれども、それが適正価格ということになっているわけですからけれども、それから大幅に半分程度になるとというのが一体何だろうかと。どういう説明を、我々は、県民それから自分に納得するようなことにしたいんだろうかと。まさに自問自答なんです。

これはもう役所の世界しかわからない話じゃなかろうかという。一般の人たちは、ある意味安ければ、それでできるならよかたいと。しかし、例えばブロック1つが100円するとするならば、その100円が50円でできると。10年もつやつが5年しかもたぬというような感じになるとじゃないかと。そんなら今までやってきたのはすべておかしいんじゃないかと、これが通るなら。何か私、自分自身納得ができぬわけですが、その辺私が納得ができるような説明が何かありませんかね。

○中村博生委員長 ある程度説明できますか。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

今副委員長御指摘のとおり、なかなか難しい御議論かとは思いますが、クボタがコストダウンを図れると考えた理由といたしまして、要因はまあいろいろあるのかなと想像はしておりますが、技術の立場から大きく

3つぐらいはあるのではないかというふうには考えております。

1つは、これポンプという特殊な工事でございますが、ポンプ、御承知のとおり型枠が命でございますが、ポンプの鋳型をつくるわけですが、クボタには、幸いにも北海道にこの1,800ミリといういわば特殊用品に近い製品のものがございまして、それに設計上多少手は加えなくちゃいけないようではございますが、それをちょっと加工するだけで修正して使えるという、これはもうコストダウンを図る上で、他社に打ち勝つ上で大きな要因ではなかったかなというふうの一つは考えております。

それから、もう一つは、工期の話でございますが、今回3年間の債務といういわば長丁場の工期をとってございまして、これはもちろんクボタだけではありませんけれども、会社にとってコストダウンを図る上で大きな要因だったろうと想像をしております。

仮に、工期が1年というふうに分けられてしまいますと、どうしても突貫工事というんでしょうかね、あるいは労賃なんかも残業代を払ってやるということになって予算がかさむわけでございますが、それに比べて、今回3年の債務ということで、端的に言いますと、急ぎの仕事の合間にこの仕事を入れていくということができて、社員を遊ばせることがなくて、仕事の平準化を図れるということが大きなメリットであったというふうにご覧いただいております。

しかも、部品は、これは系列の会社の方に任せるようですが、系列の会社の方にもあいた時間につくればいいというふうに言えますので、非常にこのところはコストダウンが図れた要因ではないかというふうにご覧いただいております。

それから、3番目ですが、先ほど言いましたように、これはポンプという非常に特殊な製品でございますが、徹底してクボタという

会社が自分のところの製品を使う、あるいは自社の技術者、自社の工場の労働者——当たり前といえば当たり前かもしれませんが、専門据えつけの技師あるいは営業マンを総動員してやるということでございます。

ただ、大阪でポンプをつくりましますものから、大阪から八代までの輸送というのはやっぱり専門の輸送業者に任せるということでございますが、もち屋はもち屋といいますが、輸送の方は任せると。ほかは、もう自分のところ、あるいは長年自分のところで仕事をもらっているといいますが、そういう系列の会社でやるということでございます。

それから、これもクボタの方からお聞きしますと、通常は本社と支社で別々の利益といいますが、専門用語で配賦というふうに聞いておりますが、配る、貝殻へんに武士と書きますが、配賦ということで、利益を、本社それから支社で見込むようでありますけれども、今回は役員報酬なんかを最低ラインにするといいますが、そういうことでトップの判断だということでございます。

それから、自己資本比率といいますが、あるいは借入金の割合、短期、長期見てみますと、財務関係、経営状況、特に今問題がないということもございました。それで、この価格で会社としてやれると思ったんじゃないかと思っております。

以上です。

○佐藤雅司副委員長 大体そういうふうな答えですね。幾つも理由があると。クボタそのものが理由があるというふうな説明だったですね。4点か5点ばかり、いわゆる自分たちで安く上される理由が出てきたということだけど、基本は、例えば、上から荏原とか石垣まで、すべていわゆる6割か7割にしとんのはですね。最初から、どうしてそうであれば予定価格というのがこの額にならないのかと。クボタだけがそういうふうにご覧いただ

っているという話でもないわけですね。他社もこれぐらいの額でやれますよというふうなことであったと。その辺もやっぱりいわゆる県として、あるいは国もかもしれませんけれども、この額というのが初めから想定されているのではないかと。なぜそちらの方になるのかと。想定ができないということ、できないことの方が、私たちからいうとわからないといいますか。

そして、無効というのがまた3つ出てきているわけですが、これもちよっと聞きたいんですけども。まだ私は納得がいかないわけですが、きょう恐らく結論は出ないと思うんですが、そういう話の中で何かおっしゃりたいことがあるならば言うてください。それから先は言いませんから。

○瀬口農林水産政策課長 こういう非常に低入札が続く場合、現時点では、今話がありましたような、役員報酬を削ったりとか会社の事務費をできるだけ圧縮するというような方法でやっておるといような話でございました。こういったことがずっと続いていくとどうなるのかというのは、我々も将来どうなるのかというのはわからない状況であります。ですから、通常の契約は、通常の会社運営をしていけるところでの契約というふうになっているかと思えます。

そういった中で、今回特にこういった低入札での一般競争入札になったというような事実でございますが、その価格がどうかというのは、大変——将来じゃこれで設計できるかどうかというのは、ちょっとなかなか難しい話ではないかと思えます。

○佐藤雅司副委員長 マスコミから、あした恐らく新聞にどっか出るかもしれない。55%の落札率だったと、このことが大きく出ていく。そうすると県民は、もともとそれだけでああできたんだなど。今まで職務怠慢なのか、

だれかが暴利をむさぼったのかという、そういうふうな見方しかできない。正確に例えば98%の落札率だったとするならば、それの方が何か変なことをしたんじゃないかと。実はそれが当たり前なんですよね。やっぱり近い金額を出していくというのが当たり前と私は思うんだけど。どうもその辺が、県民に——マスコミに出た場合に、変なふうに逆の面でとられていくというのは、やっぱりどうなのかなという感じがいたします。もう答えは要りませんので。

○瀬口農林水産政策課長 今無効の話をお答えしておりませんでしたけれども、この無効につきましては、工事内訳書、当方で様式指定をして、様式といいますか、内容については指定をしておりましたけれども、この3社につきましては、簡単な内訳書であったために、我々が要求した内訳書とは違ったというようなことで無効としたということでございます。

○前川収委員 ちょっと終わりそうになったところ申しわけないんですけども、今の話ですけども、55.9%という落札率、これは会社が我が社はこれでできますという話で出したわけですね。

発注者側ですよ、問題は。発注者は、幾らかかるといふ予測の中で、予測というか積算の中で発注されたわけでしょう。これ以下であれば不安があると、発注者側としてですよ。これ以下の金額であれば不安があるということであるならば、そこに制限価格をきちっとつくるしかもうないじゃないですか。これ以下はやっぱり——発注者側ですよ、それは。受注者側の問題じゃないですよ。発注者として、これより安いようなことで——それは積算根拠があるはずでしょうから、皆さん方には。その積算根拠に基づいて、これ以下であれば品質的な問題が出るんじゃないかと。も

しくは、いろんな雇用条件とか、労働条件とか、そういった部分にまで、これ全部受注産業の場合響くわけですから、それらに非常に悪影響が出るんじゃないかと。そういった部分が、きちっと発注者側自身の中にあって、確信と自信があって、そして、これ以下であればこれはもうだめだというのを決めるのは発注者しかないわけですから。

そこはどうなんですか。ちゃんとその基準というのはあるんでしょう。だからここに何とか価格というのがあるんじゃないですか。低入札調査基準価格と。これ以下は危ないと思ってるんでしょう。これ以下だったらちょっとおかしいんじゃないかと思ってるんでしょう。だから調査するんでしょう。これ以下だったらもうだめだと言えばいいんじゃないですか。発注者として、あなたに請け負わせる、発注者の責任上それは不安だということではいいじゃないですか。だれか答弁してくださいよ。

○瀬口農林水産政策課長 この低入札の基準価格というのは、こういった価格より下回る場合には工事が施工できるのかというようなことで調査をして、その結果できるかどうか判断をなさいたいというようなところの基準価格でございまして、まさにそういった意味で、個々の会社のいろんなコスト面についての言及等、話を聞きながらできるかどうかということで判断した結果、できるというようなことでしたわけでありまして。

○前川収委員 ならもう設計価格は要らないですよ、基本的には。しかも、わざわざ事前公表までなさって、この工事は幾らですという、うちの設計では幾らですという事前公表までして、なさる必要はないじゃないですか。仕様書だけ見せて、幾らですかという形で入札させた方がよっぽどいいじゃないですか。わざわざ設計して、設計価格までちゃんとつ

くって、これ以上は危ないかもしれませんから調査しましょうなんて、そんなことするぐらいなら仕様書だけ——今の事前公表ですよ、問題は。設計価格の事前公表までして、その適正が幾らだという感覚を持ちながらやってらっしゃるわけでしょうから、そこはやっぱり改善してもらわないと意味がなくなりますよ。

だから、事前公表をやめればいいですよ。事前公表じゃなくて、自分たちがちゃんと積算してやりましたという形でいけばいい。わざわざ設計価格まで、事前公表までして、そして入札かけて、そこは何のための設計価格というのがあるのか、よく意味がわかりません。役所が持っている設計価格という、それが意義をなしてないということでしょうから、それは今後検討をお願いいたします。

○中村博生委員長 この件については、本当に低入問題ですたいね。ほかの土木部にしても、一番安くとったつができれば、発注者とすればオーケーを出すような部分が強いじゃないですか。

今、前川委員も佐藤副委員長も言われたごつ、やっぱりその辺は県民として理解が得られるのかという部分がありますし、入札制度も改正されるようございまして、その辺も土木の監理課と徹底したやっぱり協議をしてもろて、よりよい入札制度にしていかなとお互いがいかぬというふうに思います。

今後、本当に予定価格を公表する必要は私もないと思うし、何が基準か全然わからぬごつなってしまうけんですね。その辺の協議を、20年度はぴしゃっとしたものをつくり上げて進めていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました

議案第23号、第24号、第34号、第35号、第65号から第67号まで及び第77号から第79号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第23号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、瀬口農林水産政策課長から説明をお願いいたします。

○瀬口農林水産政策課長 それではまず、行政改革に係る農林水産部における平成20年度の行財政改革の取り組みについて御説明いたします。

県全体の行財政改革の取り組みにつきましては、予算関係資料等あわせまして総務部から御報告を受けられていることと存じておりますが、当委員会では、その中から農林水産部所管の行財政改革の取り組みにつきまして御報告を申し上げます。

まず、1ページをお願いします。

平成19年度までの主な取り組みについてでございます。

食品加工研究所の産業技術センターへの再編、統合、林業研究指導所、水産研究センターの組織改編、それから農業大学の研修教育の見直し、農業公園を初め6施設への指定管理者制度の導入、農業大学の授業料の有料化、農業農村整備実施計画の策定などについて取り組んできたところでございます。

続きまして、2ページ、平成20年度の主な取り組みについてでございますが、組織体制の見直しとしまして、地域農業研究所につきましては、より地域の特性やニーズを重視した研究の展開、効率的な組織体制整備についての検討を行うこととしております。

また、漁業取り締まり体制につきましては、引き続き漁業秩序維持に努めながら、その体制について見直すこととしておりまして、具体的には、建造から17年余りを経過している漁業取締船「あそ」を廃船し、現行の4隻体制から3隻体制へ見直すこととしております。

次に、業務の見直しとしまして、各試験研究機関の研究につきまして、外部評価制度の実施によるさらなる重点化を行うこととしておりますし、公共育成牧場につきましては、酪農経営状況を取り巻く環境変化を踏まえまして、平成20年度末をもって廃止するというを行うこととしております。

次に、3ページ、県出資団体の見直しにつきましては、農業公社など10団体の実行計画の進捗状況を中ほどの表に掲載しておりますが、県費支出を4年累計で17億円削減、県職員派遣数を5人削減と、着実な実施を見込んでおるところでございます。また、林業公社につきましては、経営改善策及び存廃を含めた今後のあり方に係る県の方針を決定することとしております。

最後に、4ページ、民間委託の推進でございますけれども、農業大学校給食業務につき

ましては、提案公募型アウトソーシングのモデル事業として、平成20年4月からの実施をすることとしております。また、林業技能講習業務につきまして、平成20年度から民間委託の実施を行うこととしております。

以上で農林水産部における平成20年度の行財政改革の取り組みについての説明を終わります。

続きまして、WTO農業交渉の現状と課題についてでございます。

WTO農業交渉につきましては、2月8日に農業交渉のファルコナー議長からテキストの改訂版が示され、重要な局面を迎えております。今後、3月末のモダリティ合意、年内最終合意を目指すスケジュールとなっており、いよいよ大詰めを迎えております。

我が国にとって重要な論点は、資料の表面の表にありますとおり上限関税の設定、それから重要品目の数の確保、重要品目の低関税輸入枠の拡大でございます。

議長テキストでは、上限関税の設定には言及されておりませんが、重要品目の数が不十分であるなど、我が国にとっては引き続き厳しい数値が示されている状況にあります。

ここで、2月8日の議長テキスト改訂版での変更を御紹介いたします。資料表面の一番下の文章をごらんいただきたいと思っております。

前回の議長テキストでは、100%超の高関税品目を有税品目の5%という表現でございましたが、今回は4%となっておりまして、1ポイント下がっております。このテキスト改訂版のとおり合意されれば、高関税品目を多数有する我が国は、低関税輸入枠のさらなる拡大が求められるのは確実と見られております。

今後とも厳しい交渉が続きますが、県としては、県議会と連携を図りながら、我が国の主張の反映に向けて粘り強く交渉いただくよう、機会をとらえまして国に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

以上です。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

品目横断的経営安定対策の見直しについて御報告を申し上げます。

まず、制度要件でございます。3点ほどございます。

1番目が面積要件の見直しということで、市町村特認制度が創設をされております。水田農業ビジョンに位置づけられております認定農業者や集落営農組織につきまして、面積要件にとらわれず、市町村の判断によりまして本対策への加入ができるような見直しとなっております。

2番目は、認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化でございます。

この対策に個人で加入する場合は認定農業者になる必要がございます。これまで、認定農業者の年齢制限というのはございませんでしたが、市町村が単独で年齢制限を設けていた場合もございました。今後、制限を設けている市町村に対しましては、硬直的な運用にならないよう国が指導するというところでございます。

それから、3点目といたしましては、集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化でございます。

5年以内に法人化が達成できなかった場合でも、さらに5年間の延長ということで延期ができるような見直しとなっております。

次に、予算措置でございます。

1番目といたしましては、先進的な小麦等産地の振興でございます。

近年、反収向上が著しい先進的な小麦産地を支援するというところで、支援事業が創設をされております。本県も対象となっております。本県の配分額は19年度は2億円程度ということになっております。

2番目に収入減少影響緩和対策の充実でござい
ます。

19年産におきまして10%を超える収入減少
があった場合は、国が特別な措置を用意する
ということにするとともに、20年産以降につ
きましては、10%を超える収入減少に備え得
る仕組みを整備するというところでございま
す。

裏面でございます。

手続関係といたしましては、1農家への交
付金の支払いの一本化、2申請手続の簡素化
等が図られております。

最後に、用語の変更といたしまして、制度
の正しい理解を推進するよう、ごらんのとお
り品目横断的経営安定対策が水田経営所得安
定対策、以下、用語の変更をしてあるところ
でございます。

以上でございます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・
技術管理課でございます。

国営川辺川土地改良事業の現状と今後の進
め方につきまして御報告申し上げます。

まず、現状でございます。

1点目でございますが、事業主体である国
は、昨年末の平成20年度政府予算案におきま
して本事業の予算計上を見送っております。
そういったことで、来年度の事業休止が決定
したということでございますが、農林水産大
臣は、記者会見におきまして、地元合意がで
きた段階では事業再開は可能との見解を表明
されております。

2点目でございますが、相良村を除く5市
町村長は、本年2月6日に、地元の合意形成
後の速やかな事業予算の確保など、事業の早
期再開に向けた国の支援を求める要望書を農
林水産大臣に直接提出されております。

3点目でございますが、相良村でございま
すが、相良村長が2月6日付で村長職を辞さ
れております。3月23日に知事選との同日選

で村長選が実施されることとなっております
で、その結果を含め、今後の地元における合
意形成の動向を注視しているところでござい
ます。

2番目の今後の進め方でございますが、ま
ず、1点目といたしまして、この事業休止に
伴いまして、3月末をもって国の出先機関―
これは九州農政局の川辺川農業水利事業所
ということになります、この事業所が閉鎖
となります。

そういったことで、事業主体である国には、
今後の事業をめぐるさまざまな課題等につい
て、引き続き責任を持って対応していただき
たいというふうを考えておりまして、そのた
めに必要な体制整備を国に要請しているこ
ろでございます。

2点目でございます。

これにつきましては、従来とスタンスは変
わらないわけでございますけれども、今後の
方向性の検討、あるいは利水事業をめぐるさ
まざまな問題の解決を図るためには、関係市
町村長の意見の一致が得られなければ何一つ
解決できないという現実がございます。

このため、県といたしましては、国や市町
村の動向等を見きわめつつ、引き続き、地元
市町村間の話し合いに向けた働きかけに努め
るなど、農家中心という大原則を念頭に置き
まして、精いっぱい取り組む所存でございま
す。

以上でございます。

○中村博生委員長 報告が終了しましたの
で、質疑を受けたいと思います。質疑はあり
ませんか。

○内野幸喜委員 報告事項3の部分で、この
予算措置ですね。

この中で、本県配分額は2億円程度、これ
は平成19年から平成21年ということなので、
今年度ということでこの2億円はいくわけで

すかね。じゃあ、あと残り1カ月間の中で。

○伊藤農業経営課長 予算措置の先進的な小麦等産地の振興でございますが、19年度は2億円程度ということで、20年度におきましても大体同額程度が予定されております。

現在、この事業につきましては手続を進めているところでございますので、19年度の2億円については、年度末までに事務等を進めてまいりたいと思っております。

○内野幸喜委員 3月末までに、これはもうできるということによろしいんですかね。

○伊藤農業経営課長 3月末までに終了する予定でございます。

○内野幸喜委員 わかりました。

○中村博生委員長 ほかに。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、私から意見書提出について提案したいと思います。

配合飼料及び燃油価格高騰に関する意見書についてであります。御承知のとおり、近年の原油価格高騰を初めとするさまざまな要因によります輸入穀物、燃油や生産資材価格が高騰しており、農林水産業経営は大変大きな打撃を受けております。

生産者も経営効率化に一生懸命取り組んでおられますけれども、もはや生産者の努力だけでは経費上昇分を吸収できる状況ではないというふうに思っております。

このため、今後とも安定的に農林水産業経営が継続できるような施策の充実、強化を求める意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出したいと考えております。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

それでは、意見書案を準備しておりますので、ただいまからその案をお配りいたします。

(資料配付)

○中村博生委員長 配付できましたでしょうか。

意見書案は、各自ごらんいただきたいと思います——ごらんいただきましたでしょうか。

文言等の誤字脱字がございましたら、また言っていただければというふうに思います。

このとおりで出したいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議がないようですので、この意見書案により議案を提出することに決定いたしました。

ほかに、その他でございませんか。

なければ、以上で本日の議題を終了いたします。

要望等については、参考としてお手元に配付しておりますので、1件提出してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたしますが、最後の委員会ということで、私より一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。

この1年間、佐藤副委員長と一緒に委員会運営をさせていただきまして、本当にこの1年間活発な議論をしていただいたなというふうに思っております。委員各位の先生方、そしてまた、山本部長を初め執行部の皆さん方には、御協力いただきまして本当にありがとうございました。

本日の委員会も——1次産業、農林水産業の情勢、大変厳しい状況でございます。しかしながら、我々委員会としましても、執行部の皆さん方と一緒に頑張って来たんじ

やなかろうかというふうに思っておりますし、今後とも、皆さん方におかれましては、この熊本農業、農林水産業を守る意味でも、いま一度踏ん張っていただかなければならない。そのためにも、我々議員も一緒になって頑張っていかなければならないというふうに思っております。やっぱり1次産業が元気が出ないと、この熊本はよくなる部分が大変強うございますので、その辺も踏まえて今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

この3月をもって定年される皆さん方も、本当に長い間お疲れさまでございました。そしてまた、今後とも、熊本県発展のために、1次産業発展のために、御尽力いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますけれども、委員長としてのごあいさつにかえさせていただきます。

本当にきょうはお疲れさまでございました。

午後1時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長